

みよし広域連合介護保険事業計画（第8期）

三好市高齢者保健福祉計画（第9次）

東みよし町高齢者福祉計画（第9次）

令和3年3月

みよし広域連合

目 次

第1部 みよし広域連合介護保険事業計画

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の策定趣旨 |

第2節 計画の概要 2

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来推計

第1節 人口の現状及び将来推計 8

第2節 高齢者の世帯の状況 11

第3節 認定者数の推移と将来推計 12

第4節 介護保険サービスの利用状況 14

第5節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果 19

第6節 在宅介護実態調査結果 23

第3章 地域で支え合う環境づくり

第1節 地域支援事業の推進 27

第2節 新規取組 53

第4章 介護保険事業の適正・円滑な運営

第1節 介護保険サービスの基盤整備	54
第2節 納付適正化の推進	78
第3節 地域密着型サービス運営委員会の設置並びに指導監督の実施	82
第4節 介護サービス基盤の整備	83
第5節 計画の点検・評価方法	84
第6節 介護保険料等の設定について	85

参考資料

みよし広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱	91
策定委員名簿	93

第Ⅰ部

みよし広域連合介護保険事業計画

はじめに

わが国は、総人口が減少する中で、高齢者人口は過去最多となり、総人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）も28.7%と過去最高になりました。「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる2040（令和22）年には、35.3%になると見込まれています。



みよし広域連合管内においては、「団塊の世代」が65歳以上となった2015（平成27）年36.8%であった高齢化率が、「団塊ジュニア世代」がすべて高齢者になる2040（令和22）年には、47.8%になることが見込まれています。

介護保険制度は創設から20年が経過し、介護を必要とする高齢者の支えとして定着してまいりました。しかし、制度の定着とともに、介護保険事業の総費用も急速に増大しており、「制度の安定性・持続可能性の確保」が課題となってきています。

このような状況の中、今回の計画では、「高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念として従来同様引き継ぐこととし、自分らしく生涯健康でいきいきと暮らせるまち、地域での支えあいの中でふれあい豊かに暮らせるまち、医療や介護など連携が図れた安心して暮らせるまちの実現をめざしてまいります。

すべての住民の皆さまが健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けていただくこと、健康寿命を延ばすことが重要となってくることから、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進するための施策に取り組んでまいります。

本計画の推進にあたりましては、行政だけではなく、住民の皆さまをはじめ関係機関や団体などが互いに連携することが大切であると考えておりますので、より一層のご理解とご協力を願いいたします。

結びに、今回の計画策定にあたりまして、アンケート調査・パブリックコメント等により貴重なご意見をお寄せいただきました住民の皆さま、ご審議いただきました介護保険事業計画策定委員会の委員の皆さんに、心から感謝申し上げます。

2021年3月

みよし広域連合長

黒川 久一

第Ⅰ章

計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の概要

第Ⅰ章 計画策定にあたって

第Ⅰ節 計画の策定趣旨

我が国の総人口は、令和2年10月1日現在1億2,588万人で、前年同月比-0.23%(29万人)と減少傾向が続いている。一方、65歳以上の高齢者人口は、前年同月に比べ30万4千人増加し、3,607万9千人となり、高齢化率も0.3ポイント上昇し28.7%となっています。

みよし広域連合における現在の高齢者人口は16,122人、高齢化率は41.3%であり、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年には高齢化率が45.0%、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には高齢化率が47.8%と高齢化は今後さらに進行していくことが見込まれています。これに伴い、単身高齢者や高齢者のみ世帯、認知症等の支援を要する高齢者の増加が見込まれます。

こうしたなか、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築とそれを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化が重要となっています。

また、高齢化率の上昇に伴い、要支援・要介護認定者や認知症高齢者が増加し、介護保険サービス及び介護保険施設の利用者も増加傾向にあることから、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備及び介護人材の確保も課題となっています。

このように、団塊の世代が75歳を迎える、医療や介護などの社会保障費が増加することを「2025年問題」、75歳以上の後期高齢者の更なる増加及び団塊ジュニア世代が65歳以上になり、社会保障制度への負担が増加することを「2040年問題」といい、計画策定においては、両問題を視野に入れ、高齢化の進行及び要介護者・中重度者・看取りニーズが増加するとともに、少子化による現役世代人口が急減することを踏まえ、今後の施策の展開が必要となっています。

本計画は、このような背景を踏まえ、これまでの取組を引き継ぎつつ、地域包括ケアシステムの強化に向けた取組を総合的かつ体系的に整理することを目指し、『みよし広域連合第8期介護保険事業計画』を策定するものです。

第2節 計画の概要

I 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づき、「市町村介護保険事業計画」として、みよし広域連合の介護保険事業に関する事項を定めるもので、別に老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に基づき、各市町が定める「市町村老人福祉計画」と整合性を図り策定したものです。

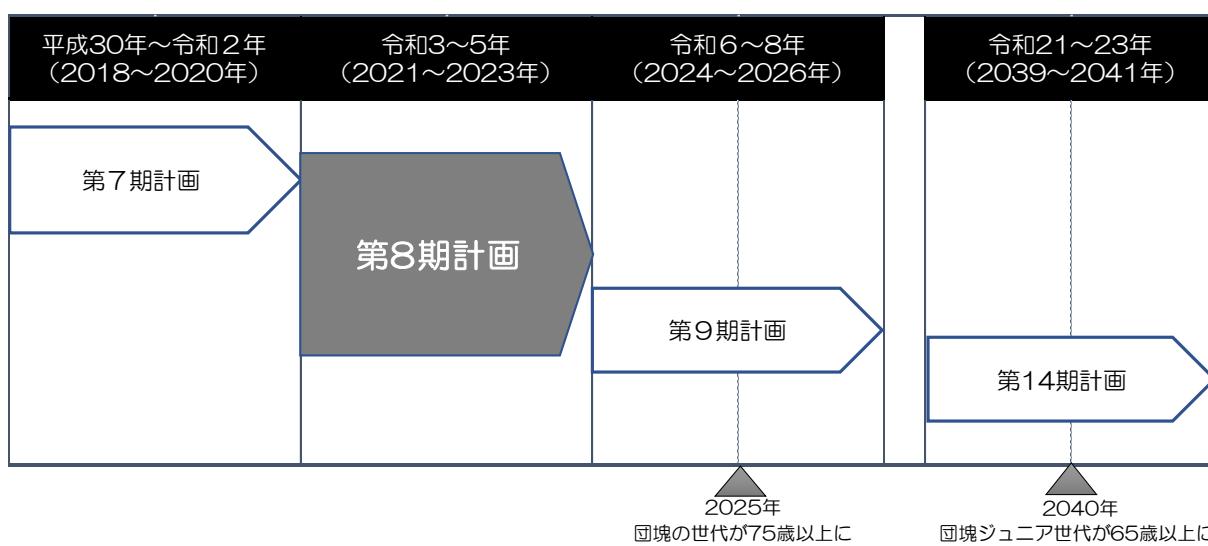
2 各種計画との関連

計画の策定にあたっては、三好市と東みよし町が主体的に計画推進に取り組む「高齢者（保健）福祉計画」と本介護保険事業計画との十分な連携のもと、制度の基本理念に沿って、双方が主体的に取り組むものとします。

また、本計画は、地方自治法に規定する「市町村総合振興計画」の基本構想に即して定めるほか、医療、保健、福祉に係る計画と調和を保つものとします。

3 計画期間

本計画は、令和 3 年(2021 年)を初年度とする令和 5 年(2023 年)までの 3 年間を計画期間とし、団塊世代が 75 歳以上となる令和 7 年(2025 年)、さらに団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年(2040 年)の高齢化の状況及び介護需要を予測し、本計画で具体的な取組内容や目標を位置付けることが必要となっています。



4 計画の策定・推進

(1) 策定委員会の設置

本計画の策定にあたり、これまでの施策・事業の実施状況及び課題について、把握・点検を行うとともに、「みよし広域連合介護保険事業計画等策定委員会設置要綱」に基づき、学識経験者、保健、福祉、医療関係者、その他広域連合長が必要と認める者からなる「みよし広域連合介護保険事業計画策定委員会」を開催し、本計画を策定しました。

(2) 計画の進行管理

本計画で策定した基本目標・基本施策等の実施及び実現に向けて、三好市並びに東みよし町の関係課及びその他関係機関との連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう支援します。

(3) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して、保険者が定める区域となっていきます。

第7期計画に引き続き、本計画では、地理的条件、人口、社会的条件、生活形態、地域活動、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、構成市町である三好市、東みよし町を「日常生活圏域」として2圏域と設定しています。

① 日常生活圏域の区分

圏域名	総人口	65歳以上 高齢者人口	75歳以上 高齢者人口	高齢化率
三好市	24,914人	11,191人	6,356人	44.9%
東みよし町	14,088人	4,931人	2,480人	35.0%
合計	39,002人	16,122人	8,836人	41.3%

※資料：住民基本台帳 令和2年9月末現在

② 地域包括支援センター設置状況

名称	所在地	担当圏域
みよし地域包括支援センター	三好市池田町シンマチ 1476番地1	三好市
東みよし町地域包括支援センター	三好郡東みよし町昼間 3673番地1	東みよし町

※資料：住民基本台帳 令和2年9月末現在

5 基本的な考え方と制度改正の概要

(1) 計画の見直しにおける基本的な考え方

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和2年7月31日）より

I 2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の準備

いわゆる団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年、更にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年の高齢化の状況及び介護需要を予測し、第8期計画で具体的な取組内容や目標を計画に位置付けることが必要となっています。

なお、サービスの基盤整備を検討する際には介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を図る必要があります。

2 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。この理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要となります。

3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが求められています。

その際、一般介護予防事業の推進に関して「PDCA※サイクルに沿った推進にあたってデータの利活用を進めることやそのための環境整備」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」を行うこと、総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を作成すること、保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進、在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化等を図ること、要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標設定等が重要となります。

※PDCA：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもの。

4 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組として、「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅も増えており、また、生活面で困難を抱える高齢者が多いことから、住まいと生活支援を一体的に提供する取組も進められているところです。

こうした状況を踏まえ、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めるため、都道府県が住宅型有料老人ホームの届出に関する情報を市町村へ通知することとする規定が盛り込まれました。こうした取組の実施により都道府県・市町村間の情報連携を強化することが必要となります。

また、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の整備状況も踏まえながら第8期計画の策定を行い、サービス基盤整備を適切に進めていくことが必要です。

5 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく必要があります。

具体的な施策として①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱に基づいて施策が推進されています。

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンス（証拠）の収集・普及とともに、通いの場における活動の推進など、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への「備え」としての取組が求められています。

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

現状の介護人材不足に加え、令和7（2025）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となります。

このため、第8期計画に介護人材の確保について取組方針等を記載し、計画的に進めるとともに、都道府県と市町村とが連携しながら進めが必要です。

さらに総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等による業務の効率化の取組を強化することが重要となっています。

7 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害や感染症対策に係る体制整備が急務となっています。

ウイルスの感染拡大防止策の周知啓発、代替サービスの確保に向け、施設職員への研修を充実させるとともに、マスクやガウンなどの防護具や消毒液の備蓄や調達、輸送体制の整備が必要となっています。また、災害に備え、避難訓練の実施や食料、生活必需品の備蓄、災害の種類別に避難にかかる時間や経路の確認が求められています。

(2) 制度改正の概要

令和2年6月に公布された、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第52号)にもとづき、令和3年4月より順次に施行される介護保険制度改革等についての主な内容は以下のとおりです。

| 地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

①市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

【介護保険法、老人福祉法】

- ①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ②市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ①介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ②医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護 DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報の安全性を担保しつつ提供することができるとしている。
- ③社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ①介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ②有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るために見直しを行う。
- ③介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5 社会福祉連携推進法人制度の創設医療・介護のデータ基盤の整備の推進

【社会福祉法】

- ①社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

第2章

高齢者を取り巻く現状と将来推計

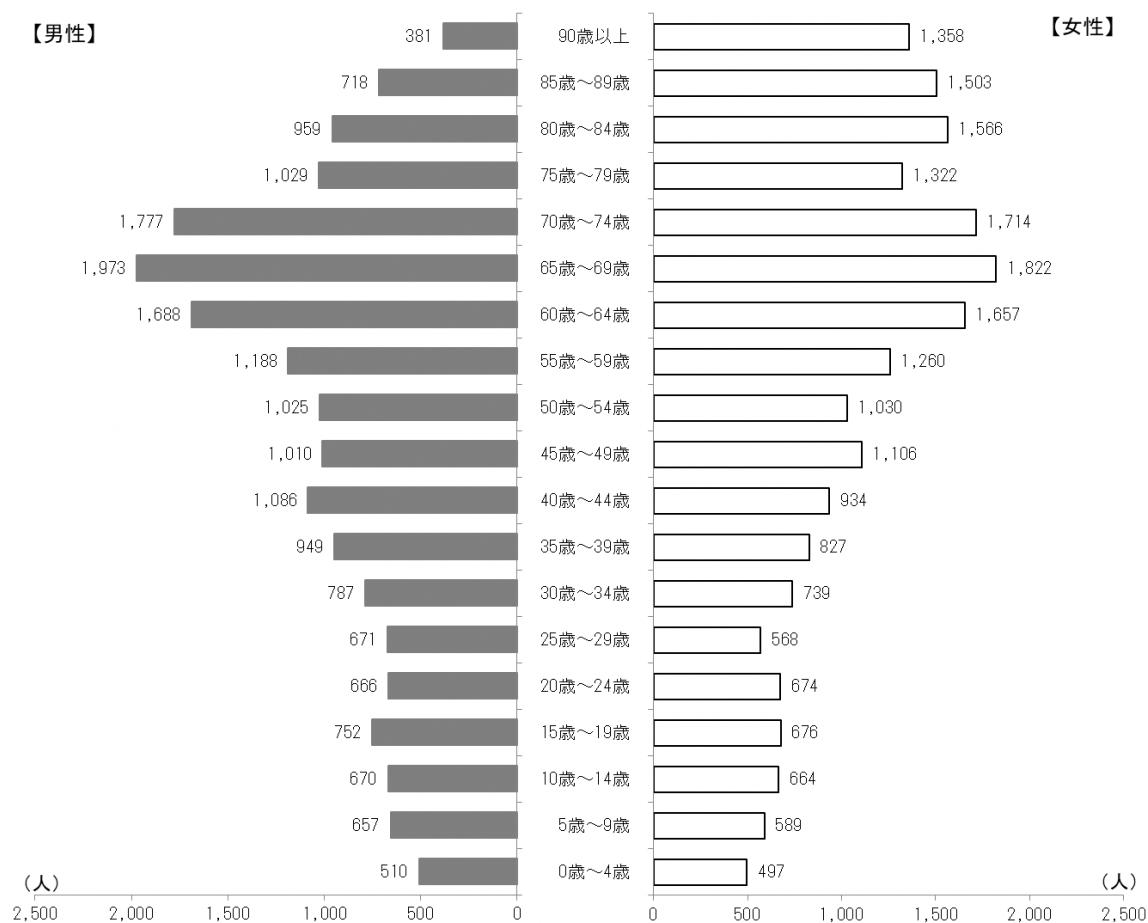
- 第1節 人口の現状及び将来推計
- 第2節 高齢者の世帯の状況
- 第3節 認定者数の推移と将来推計
- 第4節 介護保険サービスの利用状況
- 第5節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果
- 第6節 在宅介護実態調査結果

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来推計

第1節 人口の現状及び将来推計

I 現在の人口構成

令和2年9月末現在の人口ピラミッドをみると、みよし広域連合で最も人口が多い層は、男性・女性ともに65歳～69歳となっており、75歳以上人口をみると男性より女性が多く、約2,600人多くなっています。



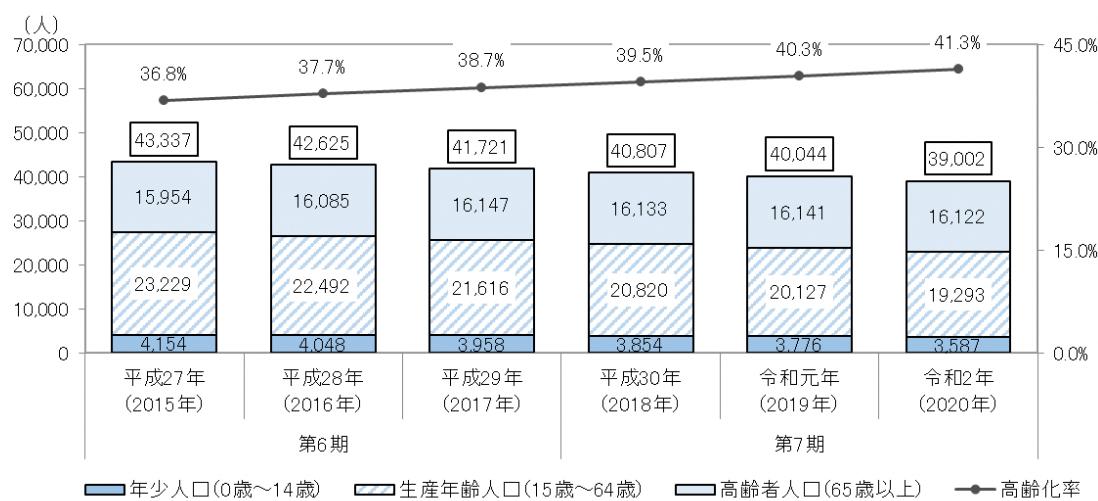
※資料：住民基本台帳 令和2年9月末日現在

2 高齢者人口及び高齢化率の推移

総人口は平成 27 年 (43,337 人) から令和 2 年 (39,002 人) にかけて 4,335 人減少していますが、65 歳以上人口は平成 27 年 (15,954 人) から令和 2 年 (16,122 人) にかけて 168 人増加しています。なお、増加の内訳としては、後期高齢者の推移が 810 人の減少であるのに対し、前期高齢者は 978 人の増加となっています。

また、高齢化率も年々上昇しており、平成 27 年 (36.8%) から令和 2 年 (41.3%) にかけて 4.5 ポイント上昇しています。

区分	第6期			第7期		
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
総人口	43,337	42,625	41,721	40,807	40,044	39,002
年少人口(0歳～14歳)	4,154	4,048	3,958	3,854	3,776	3,587
生産年齢人口(15歳～64歳)	23,229	22,492	21,616	20,820	20,127	19,293
40歳～64歳	14,127	13,707	13,242	12,848	12,461	11,984
高齢者人口(65歳以上)	15,954	16,085	16,147	16,133	16,141	16,122
65歳～74歳(前期高齢者)	6,308	6,517	6,698	6,874	7,025	7,286
75歳以上(後期高齢者)	9,646	9,568	9,449	9,259	9,116	8,836
高齢化率	36.8%	37.7%	38.7%	39.5%	40.3%	41.3%
総人口に占める75歳以上の割合	22.3%	22.4%	22.6%	22.7%	22.8%	22.7%



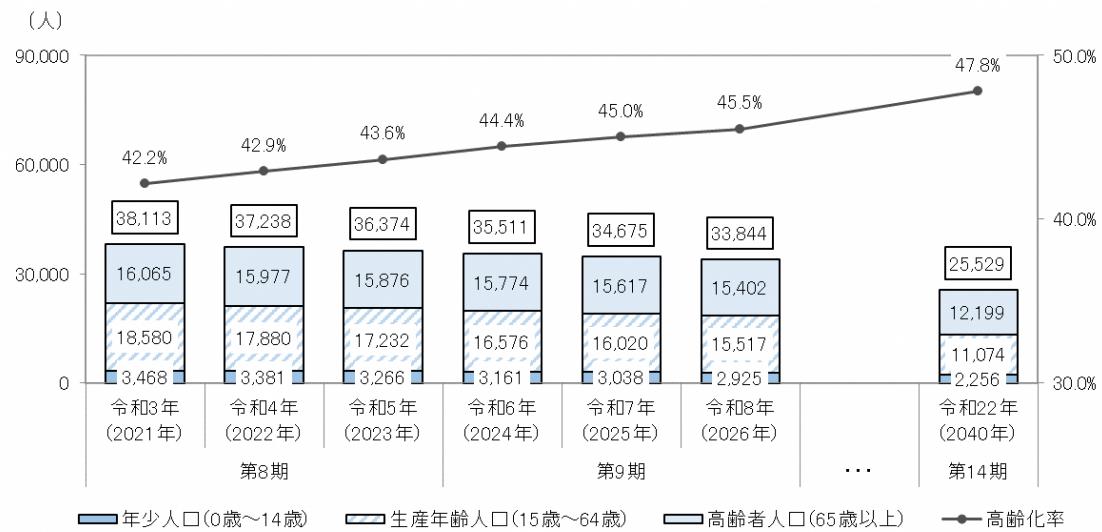
※資料：住民基本台帳 各年 9月末日現在

3 人口の将来推計

平成 27 年から令和 2 年の各年 9 月末現在の住民基本台帳人口を用いて、コーホート変化率法による人口推計を行った結果、総人口は今後も減少すると見込まれていますが、高齢化率は上昇を続け、団塊世代が後期高齢者（75 歳以上）となる令和 7 年には高齢化率は 45.0% に到達する見込みとなっています。

また、現状では前期高齢者が増加傾向、後期高齢者が減少傾向ですが、令和 3 年度以降は、前期高齢者が減少傾向、後期高齢者が増加傾向となる見込みとなっています。

区分	第8期			第9期			単位:人 第14期 令和22年 (2040年)
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	
総人口	38,113	37,238	36,374	35,511	34,675	33,844	25,529
年少人口（0歳～14歳）	3,468	3,381	3,266	3,161	3,038	2,925	2,256
生産年齢人口（15歳～64歳）	18,580	17,880	17,232	16,576	16,020	15,517	11,074
40歳～64歳	11,546	11,154	10,785	10,459	10,134	9,863	7,358
高齢者人口（65歳以上）	16,065	15,977	15,876	15,774	15,617	15,402	12,199
65歳～74歳（前期高齢者）	7,556	7,435	7,251	7,005	6,790	6,504	3,862
75歳以上（後期高齢者）	8,509	8,542	8,625	8,769	8,827	8,898	8,337
高齢化率	42.2%	42.9%	43.6%	44.4%	45.0%	45.5%	47.8%
総人口に占める75歳以上の割合	22.3%	22.9%	23.7%	24.7%	25.5%	26.3%	32.7%



※資料：住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計。令和 22（2040）年のみ国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

※「コーホート変化率法」は、同年に出生した集団（コーホート）の過去における実績人口の変化率に基づき将来人口を推計する方法。

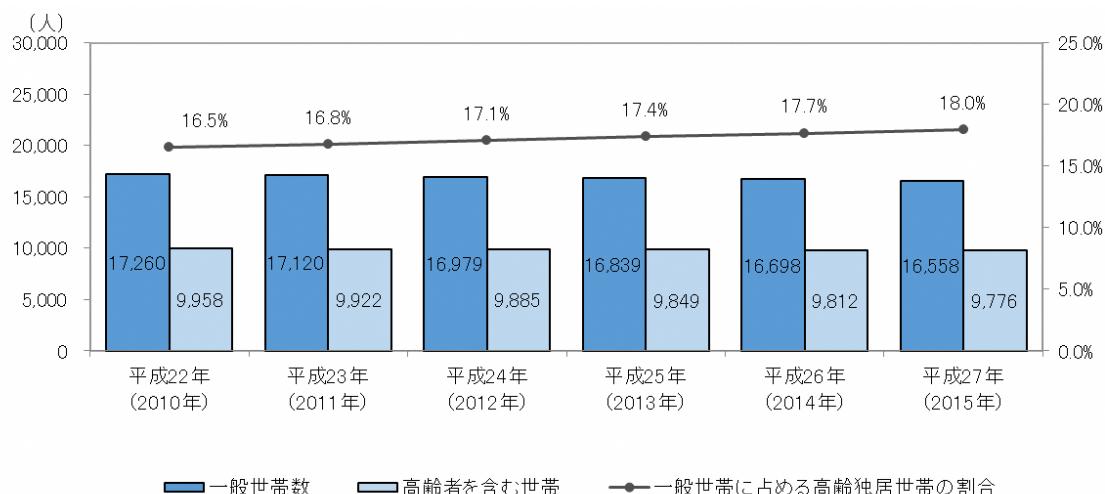
第2節 高齢者の世帯の状況

世帯数の推移をみると、一般世帯数は減少傾向にあり、平成27年では16,558世帯と、平成22年の17,260世帯から702世帯減少しています。

高齢者を含む世帯も減少傾向にあり、平成27年では9,776世帯と、平成22年の9,958世帯から182世帯減少しています。また、平成27年では高齢独居世帯は2,977世帯、高齢夫婦世帯は2,220世帯となっています。

一般世帯に占める高齢独居世帯の割合は年々上昇し、平成27年では18.0%となっています。

単位:世帯						
	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)
一般世帯数	17,260	17,120	16,979	16,839	16,698	16,558
高齢者を含む世帯	9,958	9,922	9,885	9,849	9,812	9,776
高齢独居世帯	2,847	2,873	2,899	2,925	2,951	2,977
高齢夫婦世帯	2,268	2,258	2,249	2,239	2,230	2,220
一般世帯に占める高齢独居世帯の割合	16.5%	16.8%	17.1%	17.4%	17.7%	18.0%



※資料：総務省「国勢調査」 ただし、国勢調査は5年ごとの指標値のみが公表されているため、それ以外の年度については各指標値を直線で結んだ際に算出される値となっている。

※一般世帯数は、世帯総数から学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、矯正施設の入所者等から成る施設等の世帯を除いた世帯数。

※高齢者を含む世帯数は、一般世帯のうち、65歳以上の世帯員が1人以上いる世帯数。

※高齢独居世帯数は、高齢者を含む世帯のうち、世帯員が65歳以上の高齢者1名のみの世帯数。

※高齢夫婦世帯数は、世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫および妻の年齢が65歳以上の世帯数。

第3節 認定者数の推移と将来推計

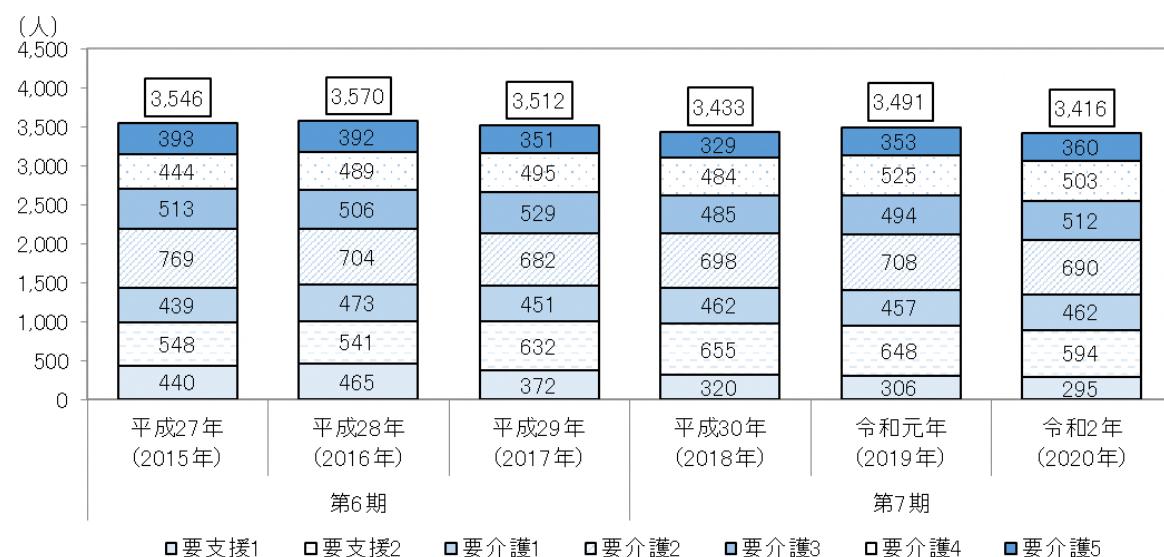
I 現状の認定者数

要支援・要介護認定者の内訳の推移をみると、介護度によっては平成27年から令和2年にかけて増減を繰り返しています。また、令和2年は要介護2、要支援2、要介護3の順に認定者数が多くなっています。

区分	第6期			第7期		
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
第1号被保険者数	15,954	16,085	16,147	16,133	16,141	16,122
要支援・要介護認定者数	3,546	3,570	3,512	3,433	3,491	3,416
第1号被保険者	3,495	3,525	3,466	3,389	3,445	3,368
第2号被保険者	51	45	46	44	46	48
認定率	21.9%	21.9%	21.5%	21.0%	21.3%	20.9%

※本指標の「認定率」は、第1号被保険者の認定者数を第1号被保険者数で除した数。

区分	第6期			第7期		
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
要支援・要介護認定者数	3,546	3,570	3,512	3,433	3,491	3,416
要支援1	440	465	372	320	306	295
要支援2	548	541	632	655	648	594
要介護1	439	473	451	462	457	462
要介護2	769	704	682	698	708	690
要介護3	513	506	529	485	494	512
要介護4	444	489	495	484	525	503
要介護5	393	392	351	329	353	360

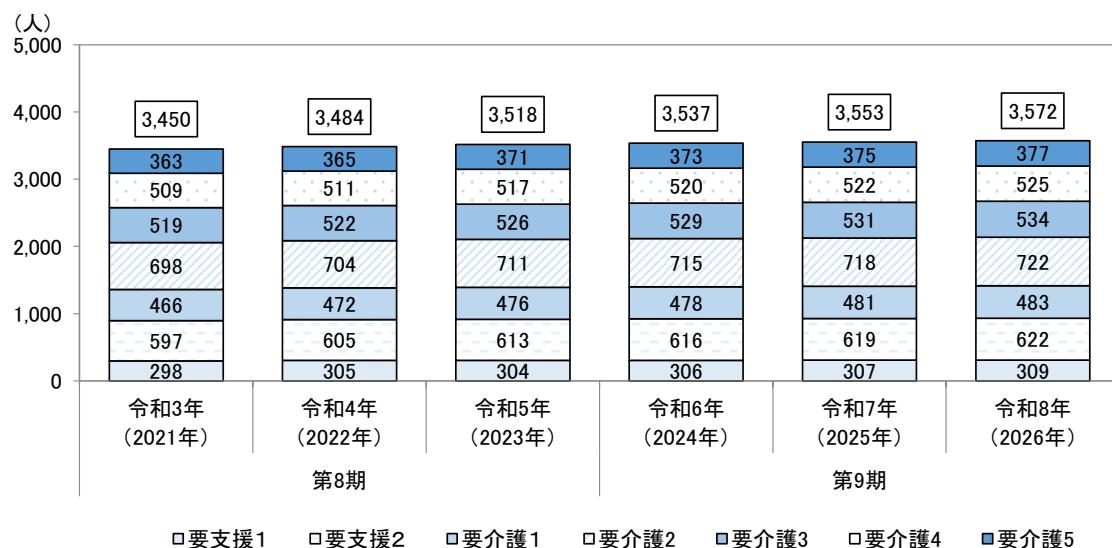


※資料：厚労省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより） 各年9月末日現在

2 認定者数の将来推計

後期高齢者の増加に伴い要支援・要介護認定者数も増加を続ける見込みとなっています。

区分	第8期			第9期		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
要支援・要介護認定者数	3,450	3,484	3,518	3,537	3,553	3,572
要支援1	298	305	304	306	307	309
要支援2	597	605	613	616	619	622
要介護1	466	472	476	478	481	483
要介護2	698	704	711	715	718	722
要介護3	519	522	526	529	531	534
要介護4	509	511	517	520	522	525
要介護5	363	365	371	373	375	377



※資料：厚労省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより） 各年9月末日現在

第4節 介護保険サービスの利用状況

各サービス別に第7期計画で見込んだ計画値と実績を比較して、第7期計画の評価・分析を行いました。

※計画値 第7期介護保険事業計画の目標値（単位：千円）
※給付実績 地域包括ケア「見える化」システム_将来推計総括表
※計画対比 約付実績÷計画値で、計画値に対しての割合を算出
(千円単位以下の関係で、率が一致しない場合があります。)
※人 数 1月当たりの利用者数

I 介護予防サービス／居宅サービス（介護給付）

（I）介護予防サービス

介護予防サービスの計画対比をみると、平成30年度は106.9%、令和元年度は106.1%となり計画値を若干上回っています。

単位：千円、人

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
（1）介護予防サービス	115,877	123,824	106.9%	118,948	126,225	106.1%
①介護予防訪問介護			-			-
利用人数			-			-
②介護予防訪問入浴介護	0	211	-	0	31	-
利用人数	0	1	-	0	0.2	-
③介護予防訪問看護	39,795	36,486	91.7%	41,258	33,847	82.0%
利用人数	88	97	109.9%	86	88	102.0%
④介護予防訪問リハビリテーション	5,799	9,151	157.8%	6,741	8,249	122.4%
利用人数	12	24	201.4%	12	21	171.5%
⑤介護予防居宅療養管理指導	1,020	1,081	106.0%	1,033	1,477	143.0%
利用人数	13	18	139.1%	13	23	178.2%
⑥介護予防通所介護			-			-
利用人数			-			-
⑦介護予防通所リハビリテーション	45,048	53,164	118.0%	45,609	56,198	123.2%
利用人数	124	127	102.4%	124	132	106.0%
⑧介護予防短期入所生活介護	409	1,012	247.5%	414	1,313	317.2%
利用人数	1	3	250.0%	1	4	375.0%

単位：千円、人

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
⑨介護予防短期入所療養介護（老健）	0	26	-	0	0	-
利用人数	0	0.1	-	0	0	-
⑩介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	-	0	0	-
利用人数	-	0	-	-	0	-
⑪介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	71	-	0	76	-
利用人数	0	0.3	-	0	0.3	-
⑫介護予防特定施設入居者生活介護	2,134	3,105	145.5%	2,161	3,470	160.6%
利用人数	2	3	154.2%	2	3.8	191.7%
⑬介護予防住宅改修	7,436	4,863	65.4%	7,525	5,577	74.1%
利用人数	7	6	91.7%	7	7	102.4%
⑭介護予防福祉用具貸与	12,463	12,329	98.9%	12,613	13,905	110.2%
利用人数	252	249	98.7%	252	266	105.7%
⑮特定介護予防福祉用具販売	1,773	2,325	131.1%	1,594	2,081	130.5%
利用人数	6	7	120.8%	5	7	138.3%

(2) 居宅サービス(介護給付)

居宅サービスの計画対比をみると、平成 30 年度は 91.9%、令和元年度は 93.5% と、計画値を下回っています。サービス別にみると、訪問看護、訪問リハビリテーション、特定福祉用具販売は平成 30 年度・令和元年度ともに利用人数は、計画対比が 110% を超えています。

単位：千円、人

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
(2) 居宅サービス	1,424,156	1,308,943	91.9%	1,455,837	1,361,112	93.5%
①訪問介護	290,157	249,728	86.1%	297,377	237,421	79.8%
利用人数	511	450	88.1%	511	418	81.8%
②訪問入浴介護	27,581	24,715	89.6%	28,296	24,217	85.6%
利用人数	31	31	98.4%	28	27	97.3%
③訪問看護	91,090	97,400	106.9%	95,341	105,910	111.1%
利用人数	158	189	119.5%	158	186	117.7%
④訪問リハビリテーション	15,837	16,926	106.9%	17,683	17,269	97.7%
利用人数	32	36	113.3%	32	36	112.8%
⑤居宅療養管理指導	12,273	11,521	93.9%	11,836	12,923	109.2%
利用人数	123	118	96.0%	117	127	108.8%
⑥通所介護	420,463	374,059	89.0%	436,083	377,049	86.5%
利用人数	448	404	90.2%	425	408	96.0%
⑦通所リハビリテーション	171,613	146,205	85.2%	171,269	179,030	104.5%
利用人数	220	195	88.6%	220	222	100.7%
⑧短期入所生活介護	232,720	214,006	92.0%	239,132	228,678	95.6%
利用人数	136	136	99.7%	136	138	101.7%
⑨短期入所療養介護（老健）	3,530	3,428	97.1%	3,573	2,700	75.6%
利用人数	3	3	100.0%	3	3	97.2%
⑩短期入所療養介護（病院等）	10,464	7,410	70.8%	10,501	0	0.0%
利用人数	7	6	86.9%	7	0	0.0%
⑪短期入所療養介護（介護医療院）	0	7,060	-	0	19,959	-
利用人数	0	5	-	0	15	-
⑫特定施設入居者生活介護	56,606	53,989	95.4%	57,311	51,754	90.3%
利用人数	25	23	93.7%	25	22	89.7%
⑬福祉用具貸与	80,230	92,241	115.0%	76,167	94,065	123.5%
利用人数	577	623	108.0%	556	641	115.3%
⑭特定福祉用具販売	3,829	4,358	113.8%	3,412	3,700	108.4%
利用人数	11	13	120.5%	10	13	132.5%
⑮住宅改修費	7,763	5,897	76.0%	7,856	6,437	81.9%
利用人数	8	8	94.8%	8	9	110.4%

2 地域密着型介護予防サービス／地域密着型サービス

(1) 地域密着型介護予防サービス

地域密着型介護予防サービスの計画対比をみると、平成 30 年度は 226.9%、令和元年度は 244.6% と、計画値を大きく上回っており、介護予防認知症対応型共同生活介護の需要を見込めていなかったことが要因となっています。

単位：千円、人

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
(1) 地域密着型介護予防サービス	4,028	9,138	226.9%	4,077	9,971	244.6%
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
②介護予防小規模多機能型居宅介護	4,028	3,855	95.7%	4,077	3,877	95.1%
利用人数	4	4	95.8%	4	4	106.3%
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	5,283	-	0	6,094	-
利用人数	0	2	-	0	2	-

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスの計画対比をみると、平成 30 年度は 99.6%、令和元年度は 97.6% と概ね計画どおりとなっています。

単位：千円、人

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
(2) 地域密着型サービス	909,814	905,936	99.6%	923,028	900,987	97.6%
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	550	-	0	1,764	-
利用人数	0	0.3	-	0	1	-
②夜間対応型訪問介護	506	0	0.0%	513	0	0.0%
利用人数	1	0	0.0%	1	0	0.0%
③認知症対応型通所介護	10,151	799	7.9%	7,815	1,846	23.6%
利用人数	6	1	8.3%	4	1	29.2%
④小規模多機能型居宅介護	53,902	49,249	91.4%	54,573	50,543	92.6%
利用人数	22	19	88.3%	22	20	91.7%
⑤認知症対応型共同生活介護	599,119	584,915	97.6%	608,456	579,802	95.3%
利用人数	210	203	96.7%	211	203	96.1%
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	125,724	129,344	102.9%	127,289	131,339	103.2%
利用人数	39	40	102.4%	39	40	103.0%
⑧看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑨地域密着型通所介護	120,412	141,081	117.2%	124,382	135,693	109.1%
利用人数	117	170	145.7%	107	178	166.6%

3 施設サービス

施設サービスの計画対比をみると、平成 30 年度は 98.9%、令和元年度は 105.4% と、令和元年度は概ね計画どおりとなっています。

単位：千円、人

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
(1) 施設サービス	2,438,820	2,410,785	98.9%	2,465,425	2,598,619	105.4%
①介護老人福祉施設	1,250,729	1,256,863	100.5%	1,262,618	1,263,046	100.0%
利用人数	429	425	99.0%	429	418	97.5%
②介護老人保健施設	1,011,873	1,030,136	101.8%	1,024,474	1,066,358	104.1%
利用人数	333	338	101.6%	333	342	102.7%
③介護医療院	176,218	15,380	8.7%	178,333	160,592	90.1%
利用人数	45	4	8.1%	45	38	83.5%
④介護療養型医療施設	0	108,407	-	0	108,624	-
利用人数	0	29	-	0	26	-

4 介護予防支援／居宅介護支援

介護予防支援の計画対比をみると、平成 30 年度は 106.6%、令和元年度は 104.6% と若干計画値を上回っています。

単位：千円、人

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
(1) 介護予防支援	21,036	22,430	106.6%	21,298	22,276	104.6%
利用人数	396	424	107.1%	396	423	106.8%
(2) 居宅介護支援	200,112	198,071	99.0%	202,604	200,488	99.0%
利用人数	1,166	1,142	98.0%	1,166	1,154	99.0%

5 総給付費

総給付費の計画対比をみると、平成 30 年度は 97.4%、令和元年度は 100.5% と概ね計画通りとなっています。

単位：千円

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
総給付費	5,113,843	4,979,127	97.4%	5,191,217	5,219,679	100.5%
予防給付費計	140,941	155,392	110.3%	144,323	158,472	109.8%
介護給付費計	4,972,902	4,823,735	97.0%	5,046,894	5,061,207	100.3%

第5節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況及び各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に実施しました。

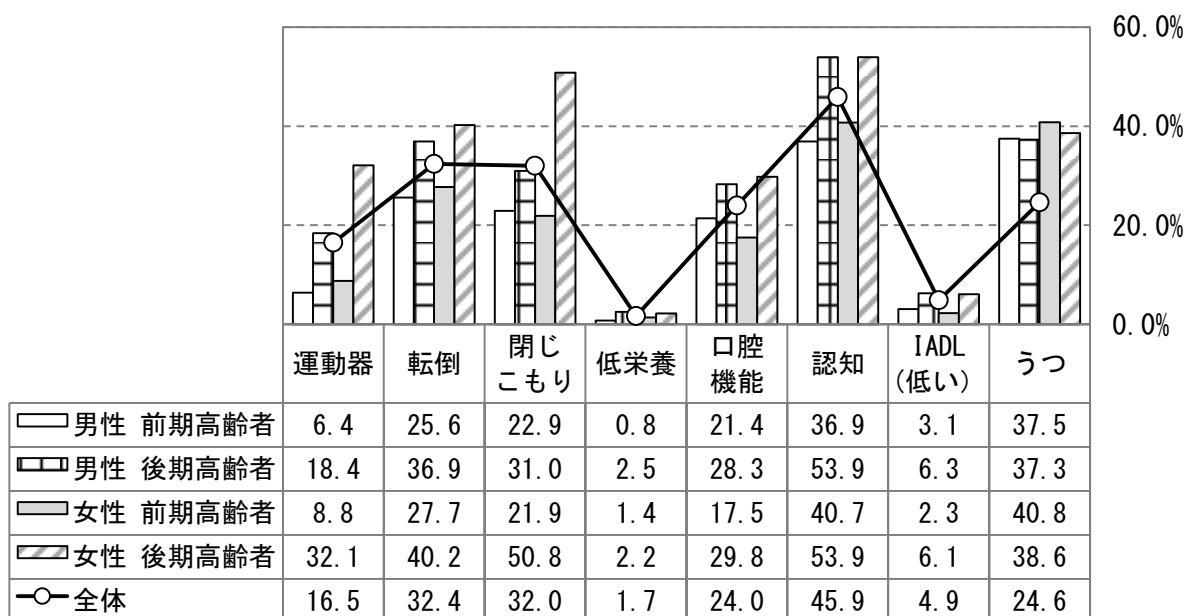
I 調査概要

対象者	令和2年7月7日時点、65歳以上の方（要介護1～5、介護施設入所者、入院者を除く）のうち、無作為抽出した4,000名
実施期間	令和2年8月1日（土）～令和2年8月21日（金）
実施方法	郵送配布、郵送回収
有効回答数 (有効回収率)	2,559件(64.0%) ※返送いただいた調査票のうち、全問無回答や締切後に返送があったものに関しては、集計結果に含んでいません。

2 リスク該当状況

一般高齢者（非認定者）のリスク該当状況をみると、全体では認知機能の低下（45.9%）、転倒リスク（32.4%）、閉じこもりリスク（32.0%）、うつのリスク（24.6%）、口腔機能の低下（24.0%）、運動器機能の低下（16.5%）、IADL※[3点以下]（4.9%）、低栄養リスク（1.7%）の順で該当率が高くなっています。

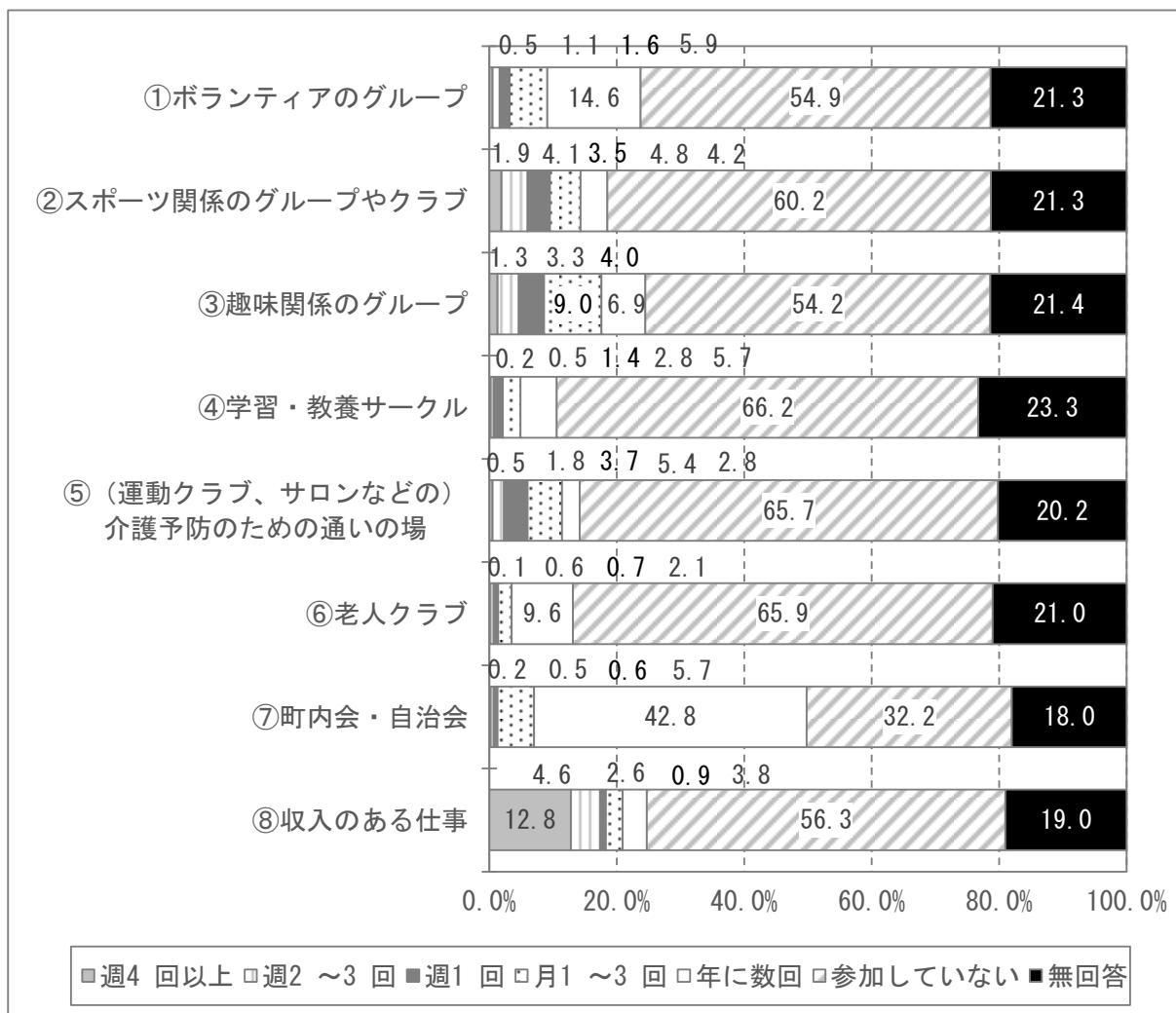
性・年齢別にみると、うつのリスクは、後期高齢者より前期高齢者が多くなっています。また、閉じこもりのリスクは女性の後期高齢者、認知機能の低下は男性・女性の後期高齢者で半数以上が該当者となっています。



※IADL：買い物・洗濯・掃除・料理・金銭管理・服薬管理・交通機関の利用・電話の対応などの手段的日常生活動作。

3 会・グループ等への参加頻度

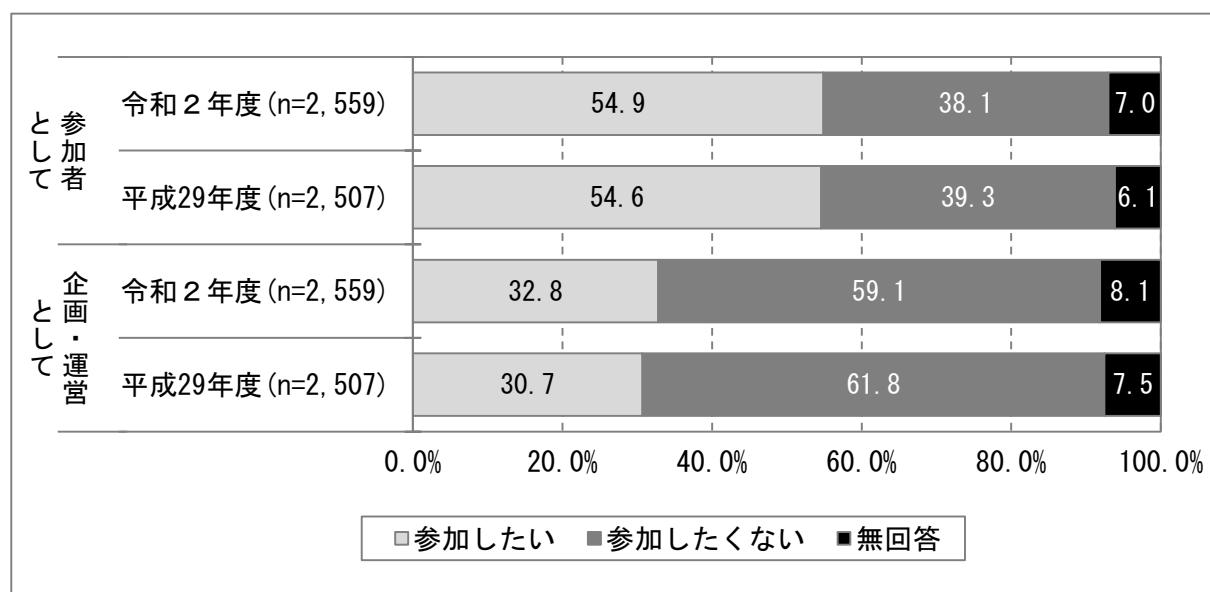
会・グループ等への参加頻度をみると、最も参加頻度が高いものは⑦町内会・自治会(49.8%)、次いで、⑧収入のある仕事(24.7%)③趣味関係のグループ(24.5%)の順となっています。「年に数回」も除くと、⑧収入のある仕事(20.9%)、③趣味関係のグループ(17.6%)、②スポーツ関係のグループやクラブ(14.3%)の順で多くなっています。



4 健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、参加者または企画・運営として参加してみたいと思うかをたずねると、「参加したい（既に参加している方を含む）」と回答した方が、参加者としては 54.9%、企画・運営としては 32.8% と参加者としての参加意向が多くなっています。

また、平成 29 年度と比較すると参加意向のある方は、参加者、企画・運営のどちらも令和 2 年度が多くなっており、健康づくり活動や趣味等のグループ活動への意欲が高まっています。



※平成 29 年度の選択肢では「是非参加したい」・「参加したい」・「参加したくない」となっておりましたが、令和 2 年度では「既に参加している」の選択肢が追加されています。

第6節 在宅介護実態調査結果

「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的に実施しました。

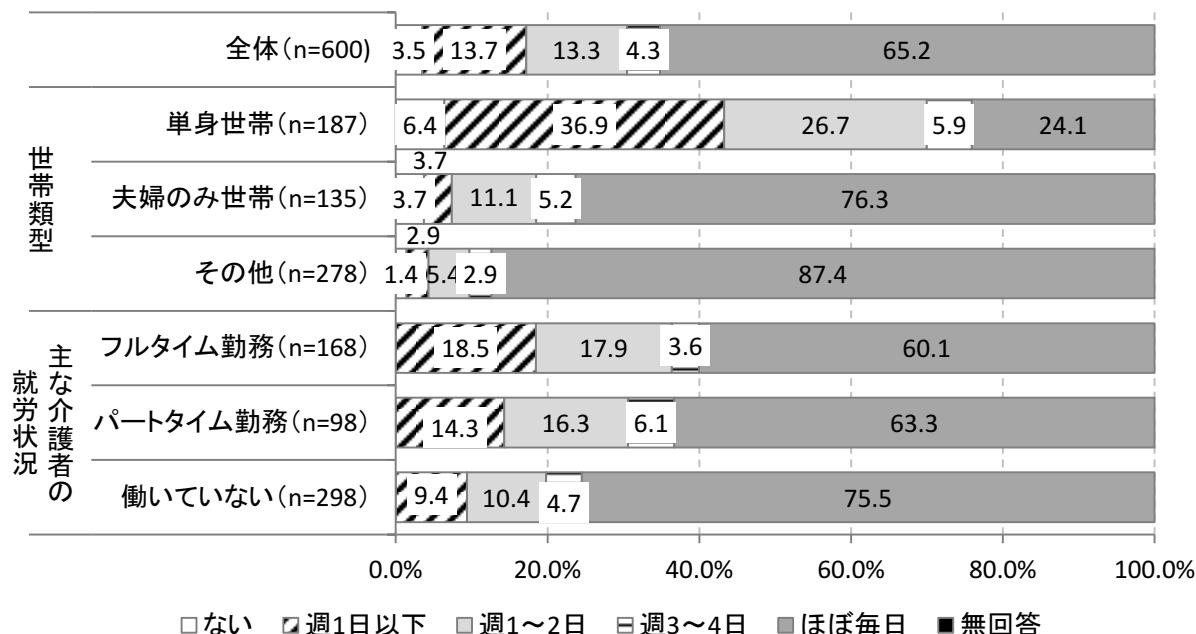
I 調査概要

対象者	在宅で生活をしている要支援・要介護者の中、令和元年12月1日以降に要介護認定の更新申請・区分変更申請を行った方
実施期間	令和元年12月2日（月）～令和2年8月13日（木）
実施方法	認定調査員による聞き取り調査
有効回答数 (有効回収率)	600件（100.0%）

2 家族等による介護の頻度

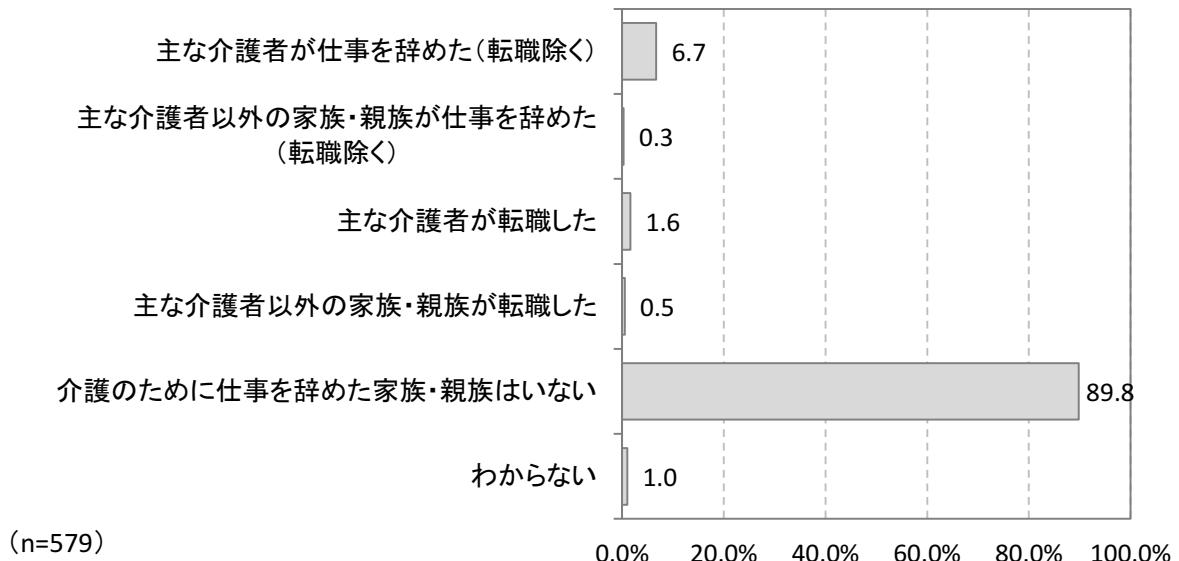
ご家族やご親族の方からの介護（同居していない子どもや親族等からの介護を含む）は、週にどのくらいあるかたずねると、全体の65.2%が「ほぼ毎日」何らかの介護を受けている状態となっています。主な介護者の就労状況は、フルタイム勤務では60.1%、パートタイム勤務では63.3%、働いていない方では75.5%が「ほぼ毎日」となっています。

世帯類型で、「ほぼ毎日」と回答した方は、単身世帯では24.1%、夫婦のみ世帯では76.3%を占めており、その他では87.4%となっています。



3 介護のための離職の有無

ご家族やご親族の中で、介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるかをたずねると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が89.8%を占めており、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」と回答した方は6.7%となっています。

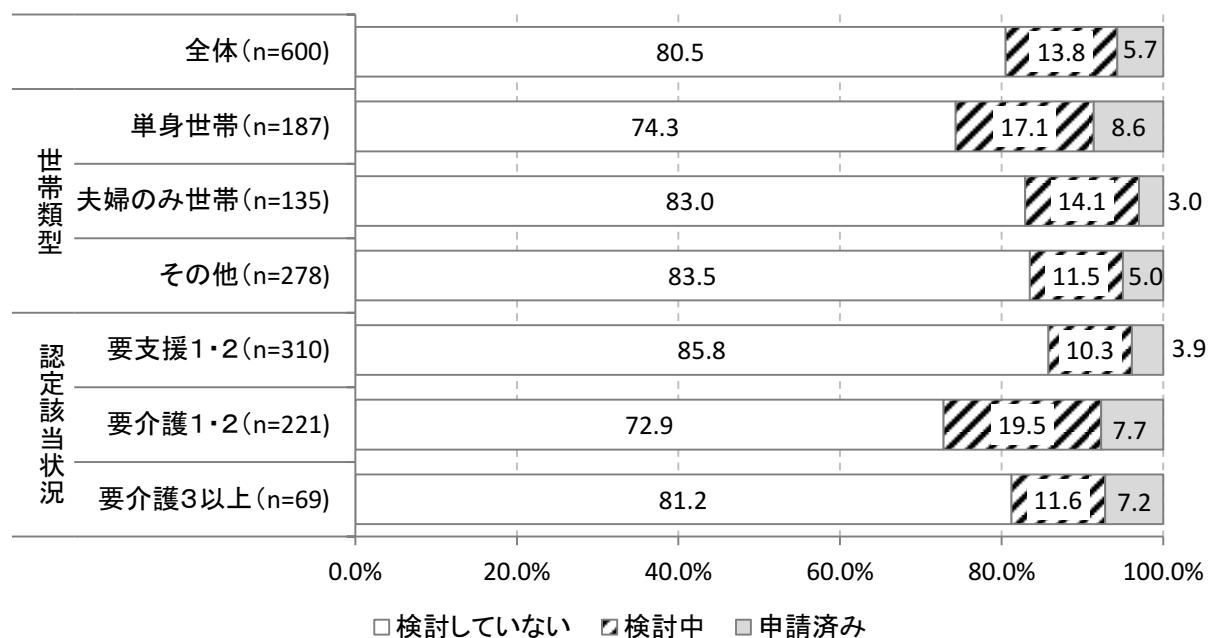


4 施設等への入所・入居の検討状況

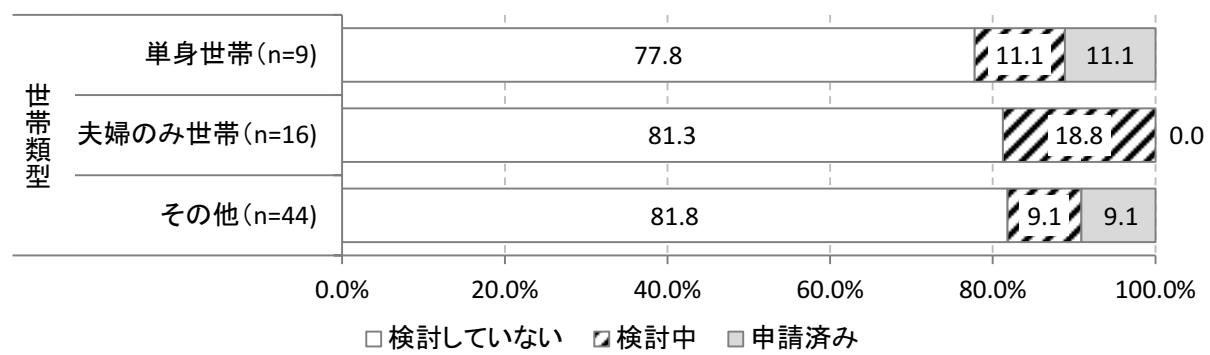
現時点での施設等への入所・入居の検討状況をたずねると、全体では「検討していない」が80.5%を占めていますが、世帯類型別では「検討中」または「申請済み」と回答した方は単身世帯、夫婦のみ世帯、その他の順に多くなっており、特に単身世帯は2割以上を占めています。また、認定該当状況別では「検討中」または「申請済み」と回答した方は、要介護1・2で27.2%を占めています。

要介護3以上の方の現時点での施設等への入所・入居の検討状況を世帯類型別にみると、単身世帯では22.2%が「検討中」または「申請済み」と回答しています。

施設等への入所・入居の検討状況

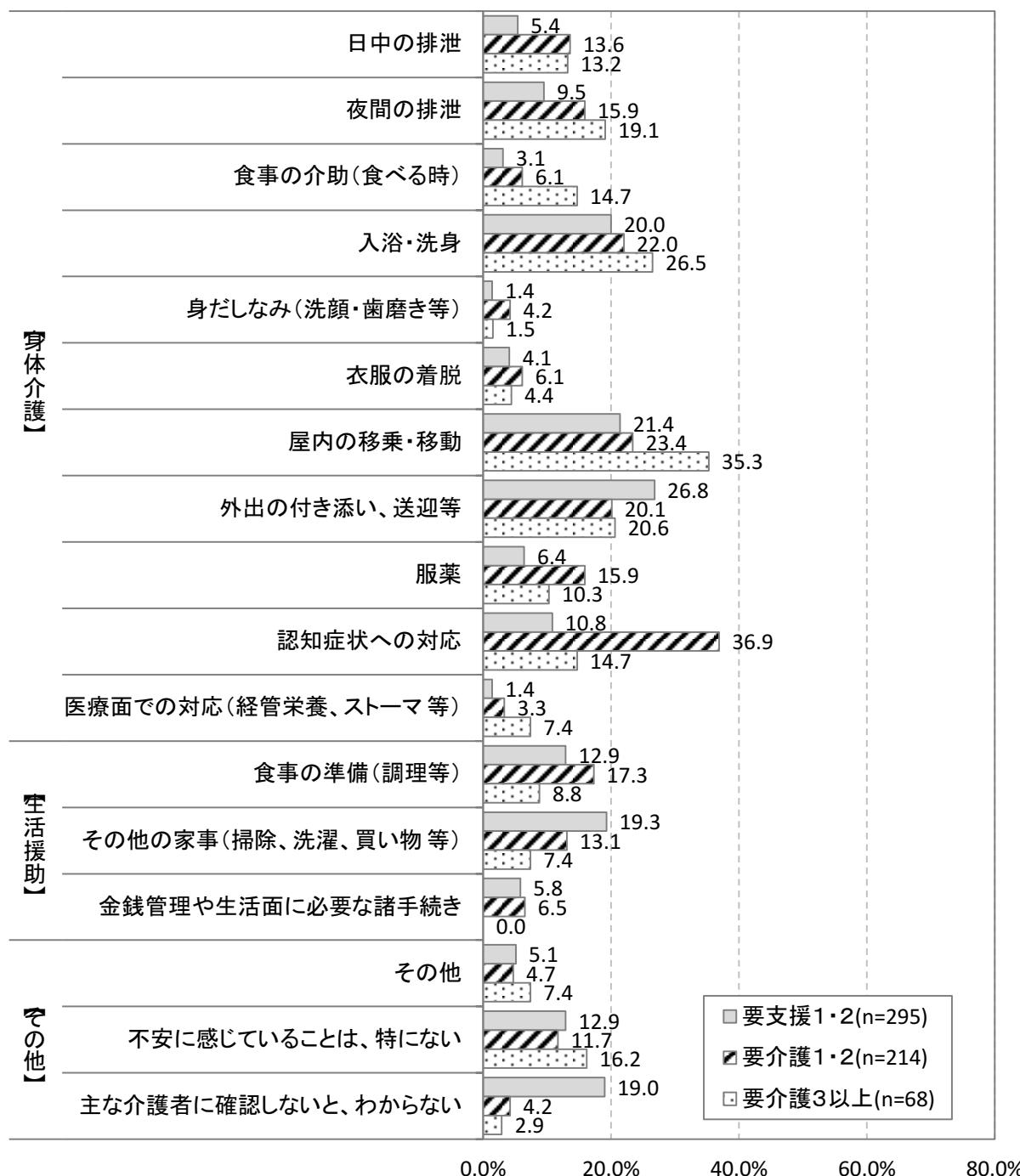


施設等への入所・入居の検討状況(要介護3以上のみ)



5 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

認定該当状況別の現在の生活を続けていくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等は、要支援1・2では「外出の付き添い、送迎等」、要介護1・2では「認知症状への対応」、要介護3以上では「屋内の移乗・移動」が最も多くなっています。



第3章

地域で支え合う環境づくり

第1節 地域支援事業の推進

第2節 新規取組

第3章 地域で支え合う環境づくり

第1節 地域支援事業の推進

I 総合事業の実施

総合事業は、旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護（以下「旧介護予防訪問介護等」という。）により提供されていた専門的なサービス、住民主体の支援等の多様なサービスの「介護予防・生活支援サービス事業」と住民主体の介護予防活動の育成及び支援等を行う「一般介護予防事業」（旧二次予防事業及び旧一次予防事業）からなり、平成29年4月から構成市町が実施主体となり事業を実施しています。

介護予防・生活支援サービス事業は、従前の旧介護予防訪問介護等相当の訪問型・通所型サービスに加え、緩和した基準の訪問型・通所型サービスA、住民主体によるサービスB、短期集中で介護予防を行うサービスCを提供しています。

また、その対象者は「要支援認定者」及び「基本チェックリストにより事業対象者と判断された者」（以下「要支援者等」という。）が必要なサービスを利用できます。

(I) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的として事業を実施しています。また、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、専門的なサービスに加え住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進することを目的としています。

①従前相当の訪問型・通所型サービス

取組内容	要支援者等に対して、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスを提供しています。					
現状と課題	訪問型・通所型も年々微増していますが、令和2年度については、新型コロナウイルスの影響で、一時的に利用者が減少しています。					
今後の方向性	適切なアセスメントを実施し、要支援者等に対して、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスを提供していきます。					

		実績値		見込値	計画値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問型 サービス	三好市	443 人	491 人	465 人	479 人	479 人	479 人
	東みよし町	85 人	85 人	63 人	85 人	85 人	85 人
通所型 サービス	三好市	2,221 人	2,301 人	2,098 人	2,102 人	2,102 人	2,102 人
	東みよし町	515 人	567 人	566 人	550 人	550 人	550 人

※年間延べ人数

②緩和した基準の訪問型・通所型サービス A

取組内容	要支援者等に対して、旧介護予防訪問介護等に係る基準よりも緩和した基準によるサービスを提供しています。					
現状と課題	第7期計画期間中は、両サービスとも横ばいで推移していますが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で、一時的に利用者が減少しています。 ここ数年は、身体を伴う介護サービスへの移行も増えています。					
今後の方向性	適切なアセスメントを実施し、要支援者等に対して、従前相当の基準よりも緩和した基準によるサービスを提供していきます。					

		実績値		見込値	計画値		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問型 サービス A	三好市	1,943 人	2,062 人	1,913 人	2,003 人	2,003 人	2,003 人
	東みよし町	769 人	926 人	919 人	901 人	901 人	901 人
通所型 サービス A	三好市	814 人	938 人	900 人	899 人	899 人	899 人
	東みよし町	1,103 人	1,078 人	828 人	829 人	829 人	829 人

※年間延べ人数

③訪問型・通所型サービス B

取組内容	訪問型は、要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援を実施しています。 通所型は、住民主体による要支援者等を中心とした定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくり（体操、運動等の活動）を実施しています。
現状と課題	●三好市 訪問型は、発足していますが、要支援者からの依頼がないのが現状です。通所型は、住民主体によるご近所デイサービスとして定着し、それぞれの地域で特色あるものとなっています。 ●東みよし町 両サービスともに、住民主体によるサービスの立ち上げができていません。
今後の方向性	●三好市 通所型は、小規模団体でも発足しやすいように、現行内容よりも実施回数・活動時間を少なくし、手続きを簡素化した「緩和型」を実施します。 ●東みよし町 両サービスとも、地域支えあい推進協議体を通じて、住民主体による組織づくりについて検討していきます。

		実績値		見込値	計画値		
		平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
訪問型 サービス B	三好市	—	1箇所 0人	1箇所 0人	1箇所 3人	1箇所 4人	1箇所 5人
	東みよし町	—	—	—	1箇所 5人	1箇所 5人	1箇所 5人
通所型 サービス B	三好市	1箇所 21人	4箇所 287人	4箇所 48人	5箇所 200人	6箇所 250人	7箇所 300人
	東みよし町	—	—	—	1箇所 10人	1箇所 10人	1箇所 10人

※実施箇所・年間延べ人数

④訪問型・通所型サービス C

取組内容	<p>要支援者等に対して、保健・医療の専門職により「運動器の機能向上」、「口腔機能向上」、「栄養改善」を目的に、短期間の運動教室を実施しています。また、心身の状況等により通所による事業への参加が困難な要支援者等を対象に、専門職がその居宅を訪問して、生活機能等に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を行っています。</p>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none">• 訪問型サービス C●全体<p>サービス内容についての普及が十分でないこともあります。利用人数は少ないのが現状です。また、初回と3か月後の2回のみの訪問指導であるため、著しく改善するケースは少なくなっています。</p><p>現在は理学療法士の運動指導が主となっていますが、管理栄養士による栄養指導や、歯科衛生士による口腔指導についても普及が必要と考えています。</p>• 通所型サービス C●三好市<p>各地域（支所別）で実施していましたが、通いの場の普及に伴い、中心部の池田と高齢化率の高い山城、東祖谷の3箇所で実施しました。</p>●東みよし町<p>各年度で交互に三好地区、三加茂地区の2箇所で実施しています。</p>●全体<p>3か月間の短期間で、教室参加中は全体的に体力評価が向上しますが、教室終了後から個人での継続した介護予防（体操等の継続）が難しく、新規参加者が少ないとや毎年同じ人が参加することが多いのが現状です。</p><p>口腔・栄養指導についても実施しており、チェックリストで該当のあった方に、歯科衛生士や管理栄養士が個別指導を行っています。</p>

今後の方向性	<p>●全体</p> <p>地域包括支援センターとリハビリテーション専門職や多職種が連携しながら、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、生きがい・役割をもって生活ができるような居場所や出番のある地域づくりを行っていきます。</p>						
	<ul style="list-style-type: none"> • 訪問型サービス C 介護支援専門員や関係課へのサービス内容の普及啓発を行い、新規利用者の掘り起しを図っていきます。 • 通所型サービス C 通いの場が普及し、地域での実施団体も増えたことから、今後は、短期集中サービスを卒業した方が、通いの場へ移行し、住民主体での介護予防が継続できるように支援していきます。 						

		実績値		見込値	計画値		
		平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
訪問型 サービス C	三好市	11人	10人	13人	15人	15人	15人
	東みよし町	0人	0人	0人	5人	5人	5人
通所型 サービス C (のびのび 教室)	三好市	50回 725人	40回 840人	0回 0人	30回 900人	30回 900人	30回 900人
	東みよし町	10回 148人	10回 154人	10回 132人	10回 200人	20回 400人	20回 400人

※年間延べ人数・実施回数

(2)一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的に事業を実施しています。

①介護予防把握事業

取組内容	地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげることを目的に事業を実施しています。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none">●三好市 家族や地域住民、民生委員、医療機関等から情報提供を受け、支援が必要な場合に訪問し、介護予防活動や訪問型サービスへつなげています。一方で、潜在的に隠れている人の掘り起こしまでに至っておりません。●東みよし町 本人、家族、民生委員、近隣住民、関係機関からの相談により、実態把握を行っています。また、令和元年と令和2年は、配食サービスと連携し、実態把握を行いました。地域とのつながりがない人は情報が乏しいため、実態把握することが難しい状況です。●全体 令和2年度に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、令和元年度から令和2年度にかけて在宅介護実態調査を実施しました。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none">●三好市 高齢者の保健事業と介護予防の事業を一体的に実施していきます。これまでより、効果的に把握できる可能性が高くなるため、データ分析により健康状態不明者等の抽出、アウトリーチを実施していきます。●東みよし町 自分からSOSを発信できない人たちに対して、積極的なアウトリーチを行っていきます。●全体 今後も関係機関と連携し、支援を必要とする方を早期に把握します。また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果を参考に、閉じこもり等の可能性が高い方に対してのアプローチ方法を検討していきます。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
三好市	107 人	174 人	270 人	300 人	300 人	300 人
東みよし町	186 人	420 人	530 人	500 人	500 人	500 人

※年間延べ人数

②介護予防普及啓発事業 きらめき元気アップ教室

取組内容	通所事業所等に通いながら、「運動器の機能向上」を目的に「いきいき百歳体操等」を実施しています。また、「栄養改善」、「口腔機能向上」が図れるよう、その他のプログラムも実施していきます。					
現状と課題	安定した利用を見込めますが、状態悪化により介護サービス利用に変更する事例も見受けられます。					
今後の方向性	地域に密着した事業所が多いことから、フレイルのボーダーラインにいる人を掘り起こし、長期的な利用を促すことで健康維持を図っていきます。					

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
三好市	21 箇所 8,725 人	20 箇所 7,873 人	20 箇所 4,493 人	20 箇所 6,950 人	20 箇所 7,250 人	20 箇所 7,550 人
東みよし町	5 箇所 301 人	5 箇所 262 人	5 箇所 195 人	5 箇所 300 人	5 箇所 300 人	5 箇所 300 人

※実施箇所・年間延べ人数

②介護予防普及啓発事業 水中運動教室

取組内容	生活機能の維持・向上を目的として、専門の指導員による膝や腰に負担の少ない水中でのストレッチやウォーキング等の運動を実施しています。					
現状と課題	加齢による運動器の衰えや日常生活活動の低下による筋肉の減少等の予防を図っています。					
今後の方向性	教室を継続し、介護予防を行っていきます。					

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
三好市	1箇所 356人	1箇所 330人	1箇所 287人	1箇所 370人	1箇所 390人	1箇所 390人
東みよし町	1箇所 166人	1箇所 164人	1箇所 135人	1箇所 160人	1箇所 160人	1箇所 160人

※実施箇所・年間延べ人数

②介護予防普及啓発事業 介護予防講演会

取組内容	介護予防に関する普及啓発を図るために、専門職による講義、実技を合わせた介護予防に関する講演会を実施しています。					
現状と課題	老人クラブ、婦人会、地区住協等の市民団体、学校関係からの依頼により、介護予防の講演を実施しています。					
今後の方向性	継続して様々な世代に参加して頂けるよう広報活動を行います。					

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
三好市	17回 677人	30回 743人	2回 30人	10回 300人	20回 600人	20回 600人
東みよし町	1回 47人	1回 47人	1回 30人	1回 50人	1回 70人	1回 80人

※実施回数・年間延べ人数

②介護予防普及啓発事業 介護予防体操の放映

取組内容	ケーブルテレビで介護予防体操を放映しています。					
現状と課題	自発的な介護予防活動への取り組みを推進するため、ケーブルテレビで介護予防体操を放映していますが、視聴者の把握までに至っておりません。					
今後の方向性	継続して実施していきます。					

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
三好市	放映中	放映中	放映中	継続		
東みよし町	—	—	不定期に放映	継続		

②介護予防普及啓発事業 介護予防サポーター養成講座

※東みよし町のみ実施

取組内容	一人暮らしの高齢者、認知症高齢者の家族への声かけ・見守りを行う介護予防サポーターを養成しています。
現状と課題	自分自身のために受講され、介護予防に取り組む人が増えています。また、サポーターとして地域で自主的な活動に取り組まれている人もいます。 今後、サポーターとして活動を継続していくためにも、中壮年層の参加者を増やす必要性があります。
今後の方向性	興味や関心を持ってもらえるよう講座の内容を検討しながら取り組んでいきます。また、サロンのリーダーや地域のボランティアとして活躍できるような仕組みづくりを行っていきます。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
東みよし町	9回 176人	9回 149人	5回 100人	5回 100人	5回 100人	5回 100人

※実施回数・年間延べ人数

③地域介護予防活動支援事業 地域いきいき事業

取組内容	地域住民組織の自主的な活動に対し、講師の派遣等を行い、地域づくりを支援しています。
現状と課題	<p>●三好市 地域での介護予防の啓発学習等が行われている場に、専門職を派遣して、口腔ケアや在宅介護の知識について、講座を開催しています。</p>
今後の方向性	<p>●三好市 今後も専門職を派遣し、地域での活動の場で講座を開催して、介護予防や在宅介護の知識・技術等の支援を行っています。</p> <p>●東みよし町 地域の実情に合わせて検討していきます。</p>

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
三好市	38 回 1,525 人	39 回 1,477 人	14 回 222 人	30 回 800 人	40 回 1,000 人	40 回 1,000 人

※実施回数・年間延べ人数

③地域介護予防活動支援事業 いきいき百歳体操

取組内容	住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、高齢者が元気でいきいきと自分らしい生活を送ることができる地域の実現をめざし、誰もが身近な場所で気軽に取り組める「いきいき百歳体操（徳島県版）」の普及を進めています。
現状と課題	平成 28 年度に三好市 10 箇所、東みよし町 5 箇所から始まった通いの場でのいきいき百歳体操ですが、現在、三好市 56 箇所、東みよし町 34 箇所に増加しています。
今後の方向性	身体的な介護予防だけでなく、高齢者の閉じこもり予防、地域のつながりの強化を図りながら、住民主体で介護予防の普及を進めていきます。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
三好市	39 箇所 21,313 人	57 箇所 29,534 人	56 箇所 9,444 人	60 箇所 18,150 人	60 箇所 27,220 人	60 箇所 30,240 人
東みよし町	32 箇所 16,704 人	33 箇所 15,444 人	34 箇所 14,556 人	35 箇所 15,000 人	36 箇所 16,000 人	37 箇所 17,000 人

※実施箇所・年間延べ人数

③地域介護予防活動支援事業 介護予防教室

取組内容	地域住民組織の自主的な活動に対し、「運動器の機能向上」、「認知症予防」等の講習を行い、地域づくりを支援しています。
現状と課題	<p>●三好市 定期的に専門職による体力測定や介護予防講習を実施しています。令和2年度から実施している「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」とも並行して、通いの場を中心に介護予防の普及に取り組んでいます。</p> <p>●東みよし町 老人クラブ、地域のサロンや運動会等のイベントで介護予防普及啓発の講習を実施しています。また、介護予防に対する意識の格差が地域であります。</p>
今後の方向性	<p>●三好市 通いの場において介護予防の普及は効果的であるため、今後も継続して実施していきます。また、効果的に介護予防が普及できるよう、医療・介護・健診データの分析を行いながら、一般介護予防以外での介護予防教室（高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施）において、運動指導だけでなく、高血圧・糖尿病等の生活習慣病を含めた重症化予防の普及（認知症予防、骨折予防、食事指導）についても取り組んでいきます。</p> <p>●東みよし町 今後も継続していきながら、地域全体で介護予防に対する意識を高めていけるよう、アプローチしていきます。</p> <p>●全体 在宅介護実態調査の結果を踏まえて活用方法（保健指導）を検討していきます。</p>

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
三好市	108 回 1,788 人	119 回 1,746 人	57 回 569 人	100 回 1,000 人	100 回 1,000 人	100 回 1,000 人
東みよし町	74 回 819 人	13 回 270 人	10 回 100 人	20 回 300 人	20 回 300 人	20 回 300 人

※実施回数・年間延べ人数

④介護予防事業評価事業

取組内容	ストラクチャー指標、プロセス指標等の評価指標を活用しながら、介護予防事業を効果的に実施するための検証を行うため事業評価を実施しています。
現状と課題	徳島県理学療法士会に委託して、通所型サービスC(のびのび教室)で実施した体力評価と各種評価の結果を分析しています。
今後の方向性	分析結果をもとに、介護予防事業を効果的に実施します。また、参加者が多い通いの場でも、事業評価を検討していきます。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
三好市	1回	1回	0回	1回	1回	1回
東みよし町	1回	1回	1回	1回	1回	1回

※実施回数

2 包括的支援事業

包括的支援事業は、地域のケアマネジメントを総合的に行うために、第1号介護予防支援事業、総合相談支援業務、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント業務があり、これらの事業は、地域包括支援センターが一括して事業を実施しています。第6期の制度改正では、これらの「地域包括支援センターの運営」に加え、「在宅医療・介護連携の推進」「生活支援サービスの体制整備」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」に係る事業が位置づけられたため、平成29年度から構成市町が実施主体となり体制づくりや取組を開始しています。

また、地域包括支援センターにおいては、これらの事業と十分に連携し、それぞれの地域の実情にあった地域包括ケアシステムを構築していく重要な機関となっています。併せて、中長期的な視野も踏まえ、行政（市町）機能の一部として、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を実践しながら、行政（市町）と一体となって、地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進できるよう地域包括支援センターの体制強化を図っていくことが重要です。

直営型、委託型にかかわらず、行政（市町）機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、平成29年度に地域包括支援センターの実施主体を構成市町とし、三好市直営1箇所、東みよし町委託1箇所で2つの地域包括支援センターを設置し、適切な人員配置、行政（市町）との連携強化、PDCAによる効果的な事業の運営という観点から機能強化を図っています。

(1) 地域包括支援センターの運営

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態等を把握し、また、本人、家族、関係機関等からの相談を受け、地域における適切な機関、保健・医療・福祉サービスの制度の利用につなげる等の支援を実施しています。

① 第1号介護予防支援事業

取組内容	地域包括支援センターは、要支援者等が総合事業のサービスを適切に利用できるよう介護予防ケアマネジメント業務を実施しています。					
現状と課題	総合事業のサービスを適切に利用できるように、介護予防ケアマネジメント業務を実施しています。					
今後の方向性	適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、介護予防ケアマネジメントを行っていきます。					

		実績値		見込値	計画値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ケアマネ ジメント A	三好市	2,951 件	3,110 件	3,188 件	3,100 件	3,100 件	3,100 件
	東みよし町	1,408 件	1,230 件	1,076 件	1,050 件	1,050 件	1,050 件
ケアマネ ジメント B	三好市	146 件	96 件	10 件	100 件	120 件	140 件
	東みよし町	28 件	30 件	28 件	40 件	80 件	80 件

※年間延べ件数

② 総合相談支援業務

取組内容	地域における総合相談窓口として、高齢者に関する様々な相談を受け、適切なサービス機関や制度の利用につなげる等の支援を行っています。
現状と課題	住民への周知や関係機関との連携強化を図り、相談窓口としての業務が遂行できています。相談内容が複雑、深刻化しているような困難事案等の場合には、支援に時間を要することがあります。
今後の方向性	地域包括支援センターが相談窓口となり、他機関と連携を図りながら、関係機関や制度の利用につなげ、必要に応じて継続的なフォローを実施します。 また、専門職の知識向上のための研修に参加し、その知識を活かしたワンストップサービスの充実を図ります。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
三好市	616 件	518 件	560 件	550 件	550 件	550 件
東みよし町	1,105 件	569 件	560 件	600 件	600 件	600 件

※年間延べ件数

③権利擁護業務

取組内容	地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者に対し、専門的・継続的な視点から権利擁護のために必要な支援を行います。
現状と課題	家庭内の問題が複雑化しているため、関係機関と情報共有を行い、ケース会議や地域ケア会議等で権利擁護のための支援を検討し、専門家につないでいます。
今後の方向性	高齢者の生活を維持するために、成年後見制度や高齢者虐待、消費者被害に対する広報活動や研修会を開催し、地域住民や福祉関係者等の権利擁護に対する理解を深めます。 個人の尊厳が守られるよう専門職として、サービスや制度の利用を促進し、適切な支援を実施します。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
三好市	17 件	22 件	16 件	15 件	15 件	15 件
東みよし町	25 件	14 件	16 件	20 件	20 件	20 件

※年間延べ件数

④包括的・継続的ケアマネジメント業務 介護支援専門員に対する研修会

取組内容	地域の関係機関と連携・協力の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を実施しています。
現状と課題	年3回程度のケアマネ研修会（講師を招いての講義や事例検討会、意見交換会）を開催し、資質の向上やネットワーク構築に努めています。
今後の方向性	今後も研修会を開催し、資質向上や新しい情報発信を行いながら、地域の介護支援専門員との連携強化を図っていきます。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
三好市	3回 91人	2回 63人	2回 60人	3回 90人	3回 90人	3回 90人
東みよし町	5回 121人	4回 77人	3回 65人	4回 120人	4回 120人	4回 120人

※実施回数・年間延べ人数

④包括的・継続的ケアマネジメント業務 介護支援専門員に対する個別支援

取組内容	地域の関係機関と連携・協力の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を実施しています。
現状と課題	事例について他職種から専門的な助言を得ることで、高齢者の日常生活の課題を明らかにし、介護予防に資するケアプランが作成できるよう支援しています。
今後の方向性	高齢者一人ひとりの支援方法を検討し「自立支援の考え方の徹底」と「介護支援専門員の資質向上」を目指し、多職種連携のネットワークを構築していきます。また、必要時はケース会議に参加し、後方支援を行っていきます。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
三好市	20件	38件	46件	50件	50件	50件
東みよし町	76件	58件	100件	100件	100件	100件

※年間延べ件数

⑤指定介護予防支援業務

取組内容	地域包括支援センターは包括的支援業務を実施するとともに、指定介護予防支援事業所として要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう介護予防支援業務を実施しています。
現状と課題	ケアマネジメント件数は、横ばいで推移しています。 要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう介護予防支援業務を実施しています。
今後の方向性	適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、介護予防支援を行います。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
三好市	3,672 件	3,616 件	3,283 件	3,300 件	3,351 件	3,377 件
東みよし町	1,416 件	1,460 件	1,325 件	1,332 件	1,353 件	1,363 件

※年間延べ件数

3 包括的支援事業(社会保障充実分)

(1) 地域ケア会議推進事業

①地域ケア個別会議

取組内容	地域包括支援センターでは、個別ケースの検討を通じた個別課題の解決、ネットワークの構築及び地域課題の発見を目的とする地域ケア会議を実施しています。
現状と課題	<p>●三好市 介護支援専門員のスキルアップにより、困難事例に対する対応力が上がっており、件数については横ばいとなっています。</p> <p>●東みよし町 月1回程度の地域ケア会議を実施しています。個人だけではなく、家族全体への支援が必要となる複雑な問題が増えており、複数回の開催や長期化しているケースが多くなっています。</p>
今後の方向性	多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討し、困難ケースに対する課題解決を図ります。地域課題を検討し、今後必要な新たな支援やサービスを検討、提案できるようにしていきます。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30年度	令和 元年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
三好市	4件	4件	5件	5件	5件	5件
東みよし町	8件	16件	12件	12件	12件	12件

※年間延べ件数

②地域ケア推進会議

取組内容	個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけていくために構成市町が実施主体となり、地域ケア会議を実施しています。
現状と課題	<p>●三好市 地域包括ケアシステム構築を中心に議論・会議と並行して取組を行っています。</p> <p>●東みよし町 地域課題の抽出を行い、政策形成を図っています。</p>

今後の方向性	●三好市 地域包括ケアシステムの見える化や個人の「つながり」を可視化できるよう取組を継続していきます。
	●東みよし町 関係機関や地域との連携を深め、地域の見守り・支え合いを強化していきます。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
三 好 市	3回	3回	2回	2回	2回	2回
東みよし町	2回	2回	2回	2回	2回	2回

※実施回数

③自立支援型ケア会議

※三好市のみ実施

取組内容	高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの質の向上を目的とし、個別ケースの課題分析等を行うことにより「自立支援の考え方の徹底」と「介護支援専門員の資質向上」を目指し、地域の多様な専門職の助言を踏まえ、高齢者一人ひとりの支援方法を検討しています。
現状と課題	年1回程度の自立支援型ケア会議を実施しています。居宅介護支援事業所や地域包括支援センターの介護支援専門員より事例を提供していただき、医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士、主任介護支援専門員等の専門職より、自立支援に向けてのケアマネジメントについてアドバイスをいただいている。また、研修の機会として事例提供者以外の介護支援専門員も傍聴できるようにしています。 今後、事例提供者の負担軽減のための、アセスメントシートの改善が必要と思われます。
今後の方向性	会議で提案されたアドバイスを、自立支援計画に反映させることができているかの確認、振り返りをしていきます。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
三 好 市	1回	1回	1回	1回	1回	1回

※実施回数

(2) 在宅医療・介護連携推進事業

①在宅医療・介護連携推進事業

取組内容	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とし、広域連合では、平成28年度から一部の事業を三好市医師会に委託し、構成市町を含む関係機関と各項目について協議・検討を行い、準備が整った項目から事業構築に向けた体制づくりや取組を開始しています。 また、東みよし町地域包括支援センターでは、近隣の市町へも声掛けを行い医療・介護多職種連携の研修会を開催しています。
現状と課題	一部の事業を三好市医師会へ委託し課題の抽出と検討を行い、研修会及び講演会等の開催を実施しています。 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進することを目的に行いました。
今後の方向性	在宅医療者の生活の場で医療と介護を一体的に提供するために、在宅医療の場面を活かしつつ、さらに、入院時から退院後の生活を見据えた取組ができるよう、高齢者のライフサイクルを意識したうえで、医療と介護が主に共通する4つの場面(日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り)を意識して取り組んでいく必要があり、高齢者が住み慣れた地域で最期まで生活ができるように支援ができる在宅医療と介護連携の体制構築の充実に努めます。

	実績値		見込値	計画値		
	平成30年度	令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
検討会	1回	0回	1回	2回	2回	2回
多職種研修	3回	3回	0回	3回	3回	3回
医療・介護多職種連携の研修（東みよし町のみ）	1回 60人	1回 50人	1回 24人	1回 50人	1回 50人	1回 50人
シンポジウム・講演会	2回	1回	0回	2回	2回	2回

※実施回数・年間延べ人数

(3) 生活支援体制整備事業

①生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員の配置）・協議体の設置

取組内容	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくために、第1層（市町区域）及び第2層（日常生活圏域：旧町村）に、コーディネーターを配置しました。また、市町が主体となって、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による整備体制を推進することを目的に協議体を設置しました。
現状と課題	<p>三好市・東みよし町とも、コーディネーターを第1層に1人、第2層に三好市は6人、東みよし町は1人（第1層と兼務）配置しています。第2層は、三好市で6箇所、東みよし町で7箇所あります。</p> <p>●三好市</p> <p>全区域にコーディネーター、第2層協議体を設置しており、ここから派生した通所型サービスBの発足にまで至っています。今後、継続的に地域の困りごとや悩みごとを話し合う機会をつくれるかが課題となっています。</p> <p>●東みよし町</p> <p>令和2年度に第2層協議体を7箇所設立し、各地区にて第1回目の地域ささえあい推進委員会を開催しました。体制整備事業の概要説明、グループワークを通して地域の良さや、地域に望むことを協議しています。</p>
今後の方向性	第2層協議体での座談会の開催や、第1層・2層の推進員に協力していただき、各地区の問題解決に向けて協議体の充実を図ります。

		実績値		見込値	計画値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
三好市	第1層	1回	1回	1回	1回	1回	1回
	第2層	14回	8回	0回	12回	12回	12回
東みよし町	第1層	0回	6回	4回	6回	6回	6回
	第2層	0回	0回	14回	14回	14回	14回

※実施回数

②生活支援体制整備事業 生活支援サポーター養成講座（フレイルサポーター）

※三好市のみ実施

取組内容	生活支援サポーターのスキルアップを行い、旧町村地域で活動できるフレイルサポーターの組織体制を構築しています。
現状と課題	生活支援サポーター（社会福祉協議会が、委託事業である生活支援体制整備事業の一環として養成した）を中心にフレイルサポーターの養成を実施しているが、フレイルチェック等の活動ができる人材の確保と組織化が課題となっています。
今後の方向性	介護予防活動として、フレイルチェックができる体制を作り、サポーターと利用者がともに地域の健康意識を高めていきます。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
三好市	—	1回 28人	1回 10人	6回 60人	6回 60人	6回 60人

※実施回数・年間延べ人数

（4）認知症総合支援事業

①認知症初期集中支援推進事業

取組内容	認知症初期集中支援チームの設置について関係機関等との協議・検討を行い、準備が整った構成市町から事業を開始しています。
現状と課題	<p>●三好市</p> <p>独居や身寄りのない人は、医療機関受診や、介護保険サービス等へつなげることが難しく、支援が長期化しています。また、若年性認知症の人が利用できるサービスが少なく家族の負担も大きくなっています。チーム員は他の業務と兼務であり、多忙なサポート医とのチーム員会議等もなかなか実施できないのが課題となっています。</p> <p>●東みよし町</p> <p>認知症の人を取り巻く環境が複雑化したケースが増えており、関係機関につなぐまでに長い時間を要することがあります。</p> <p>また、近隣との交流が少ない人の情報把握が難しく、支援ができていないこともあります。</p>
今後の方向性	チーム員各自が自己研鑽に努め、各関係機関と連携を図り、支援を継続していきます。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
三好市	1箇所 13回	1箇所 21回	1箇所 30回	1箇所 30回	1箇所 30回	1箇所 30回
東みよし町	1箇所 1回	1箇所 0回	1箇所 2回	1箇所 5回	1箇所 5回	1箇所 5回

※設置箇所・実施回数

②認知症地域支援・ケア向上事業 認知症地域支援推進員・認知症カフェ

取組内容	認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談を行っています。
現状と課題	認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置しています。認知症カフェは気軽に集まることができ、交流や情報交換する場として、身近な場所で参加できるよう開催しています。しかし、地域の認知症の方や家族の参加が少なくなっています。
今後の方向性	認知症地域支援推進員を確保しつつ、当事者や支援者が参加しやすい雰囲気づくりをしながら、地域住民、専門職、ボランティア等が身近な場所で集まれる機会と自主的な運営ができるよう支援していきます。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
三好市	10回 277人	11回 178人	8回 48人	12回 110人	12回 120人	12回 150人
東みよし町	12回 322人	12回 207人	9回 80人	18回 270人	18回 270人	18回 270人

※実施回数・年間延べ人数

4 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、介護保険制度の適切な実施を図るための「介護給付費適正化事業」や要介護者及び要介護者家族の在宅介護を支援するための「家族介護支援事業」等を実施しています。

(1) 家族介護支援事業

①介護用品支給事業

取組内容	在宅介護をしている家族介護者の方に対して、経済的負担の軽減を図るために、要介護度（要介護4又は5の方）等の要件を満たす人に介護用品（紙おむつ、尿とりパッド等）の支給をしています。
現状と課題	要介護度4、5の在宅生活の支援と介護者の経済的負担の軽減を図るために実施しました。また、介護用品支給件数は減少傾向にあります。
今後の方向性	国の動向としては介護用品支給事業の廃止・縮小に向けて進めているため、今後も国の要件に沿って、引き続き十分な検討を行っていきます。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
三好市	169件	150件	137件	130件	120件	110件
東みよし町	27件	6件	16件	12件	12件	12件

※年間延べ件数

②家族介護教室

取組内容	家族介護者の介護の知識、技術、介護サービスの適切な利用方法の習得や介護者同士の交流等を図れる教室を開催し、精神的・身体的負担の軽減を図っています。
現状と課題	社会福祉法人へ委託し事業を実施しており、介護の知識、技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得、介護者相互の交流等を内容とした教室を開催しています。委託先は三好市に1箇所となっています。
今後の方向性	今後も継続して実施していく、他の法人等にも働きかけをしていきます。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
三好市	1回	0回	1回	2回	3回	3回
東みよし町	—	—	—	1回	2回	2回

※実施回数

③家族介護慰労事業

取組内容	在宅で寝たきり高齢者等(要介護4又は5の方)を介護している市町民税非課税世帯のうち、介護サービスを利用しないで介護を行っている場合に介護慰労金を支給します。
現状と課題	介護者の精神的・経済的負担を軽減するために実施していましたが、実績はありませんでした。
今後の方向性	今後も継続していきます。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
三好市	0件	0件	0件	1件	1件	1件
東みよし町	0件	0件	0件	1件	1件	1件

※年間延べ件数

(2) その他の事業

① 住宅改修支援事業

取組内容	居宅介護支援等を受けていない要介護認定者等のために、介護支援専門員等が「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合に経費を助成しています。
現状と課題	件数は増加傾向となっていますが、居宅介護支援等を受けていない要介護認定者等は少ない状況です。
今後の方向性	今後も継続していきます。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
三好市	0 件	0 件	1 件	2 件	3 件	4 件
東みよし町	5 件	6 件	8 件	9 件	12 件	16 件

※年間延べ件数

② 認知症サポーター養成講座

取組内容	地域における認知症高齢者に関する正しい知識を持ち、地域の中で認知症の人及びその家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、誰もが住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して住み続けられる地域づくりを推進しています。
現状と課題	小・中学校での福祉学習にも取り入れてもらえるよう働きかけをし、若い世代に対しての認知症の普及を推進しています。多くの方が受講していますが、認知症サポーターの活動の機会を作れていないことが課題です。
今後の方向性	若い世代から壮年層に向けての養成講座の拡大を図りながら、認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーター養成に引き続き取り組んでいきます。さらに、実際の活動につなげるために、認知症サポーターにステップアップ研修を受講していただき、支援チーム（チームオレンジ）を作り、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援ができるように取り組んでいきます。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
三好市	9回 226人	13回 320人	3回 47人	5回 70人	8回 100人	12回 130人
東みよし町	12回 355人	8回 183人	6回 97人	8回 200人	13回 250人	13回 250人

※実施回数・年間延べ人数

③成年後見制度利用支援事業

取組内容	低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬を助成します。行政手続きが困難になる認知証高齢者や親族等が増加すると見込まれることから、成年後見制度の利用促進を図っています。
現状と課題	相談事例があった場合、助言・支援しながら必要な事例に対しては市町長申立てを実施しました。また、成年後見制度の周知については十分ではないため、潜在的なニーズの掘り起しが必要となっています。 近年、単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加により、市町長申立ての件数が増加傾向にあります。
今後の方向性	広報・啓発活動を行い、他の権利擁護事業との連携や相談窓口の機能強化を実施していきます。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
三好市	申立件数	2 件	4 件	4 件	4 件	4 件
	報酬	1 件	3 件	4 件	4 件	4 件
東みよし町	申立件数	1 件	3 件	2 件	3 件	5 件
	報酬	0 件	1 件	2 件	2 件	3 件

※年間延べ件数

第2節 新規取組

I 災害や感染症対策に係る体制整備

現状と課題	災害発生時や感染症流行時においても、継続して介護サービスや支援を受けられるよう、日頃からの介護事業所等との連携が求められています。
今後の方向性	<p>●災害 地域での防災対策や見守り体制の整備を推進するとともに、高齢者施設等が浸水などの被害を受けたケース等を想定し、介護サービス事業所と連携を図り、必要とされる支援体制の整備に努めています。</p> <p>●感染症 適切な防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄や、調達・輸送体制の整備等について、関係機関と連携のうえ、支援体制の整備の推進に努めています。</p>

2 介護人材の確保及び業務の効率化

現状と課題	介護人材が不足している原因には、少子高齢化という社会的背景のほか、参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善等の問題が挙げられます。
今後の方向性	<p>国、県と連携しながら推進していくほか、総合事業等の担い手を確保する取組や介護現場の業務改善や文書量削減等による業務の効率化を検討していきます。</p> <p>また、介護保険者として、必要な介護サービスの提供を確保するため、介護サービス事業者やその従事者に対する相談体制の確立、介護サービス事業所や医療・介護関係団体等の連携・協力体制の構築に努めます。</p>

3 高齢者の住まいの充実（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅）

現状と課題	第8期介護保険事業計画より、みよし広域連合管内に所在する有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅について、徳島県との情報連携を強化し、計画に設置状況を記載するとともに、それを勘案し計画を策定することが求められています。 令和2年度時点で、みよし広域連合管内には住宅型有料老人ホームが4施設あり、サービス付き高齢者向け住宅は1施設あります。
今後の方向性	徳島県や近隣市町村との情報連携の強化を図りつつ、高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの確保に努めます。

第4章

介護保険事業の適正・円滑な運営

- 第1節 介護保険サービスの基盤整備
- 第2節 給付適正化の推進
- 第3節 地域密着型サービス運営委員会の設置並びに指導監督の実施
- 第4節 介護サービス基盤の整備
- 第5節 計画の点検・評価方法
- 第6節 介護保険料等の設定について

第4章 介護保険事業の適正・円滑な運営

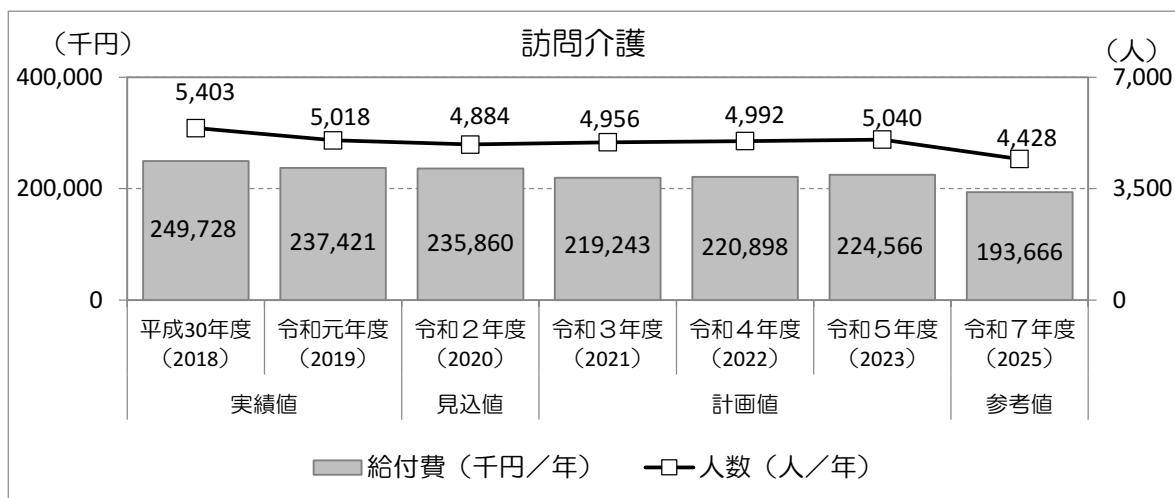
第1節 介護保険サービスの基盤整備

平成30年度、令和元年度は実績値、令和2年度は見込値、令和3年度から令和5年度は推計値、令和7年度は参考値として記載しています。

I 居宅サービス

(1) 訪問介護

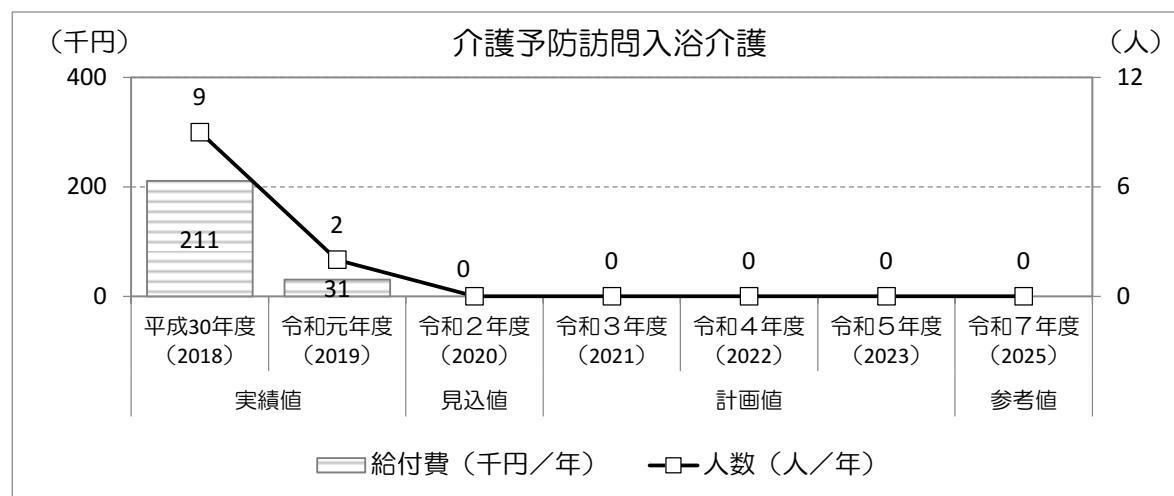
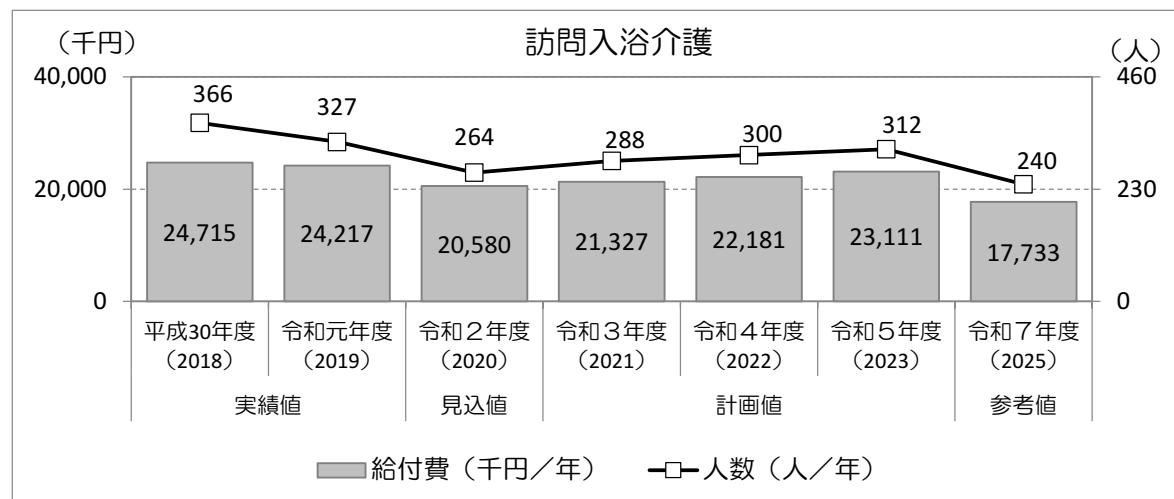
訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴等の介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理等の生活の支援（生活援助）をします。通院等を目的とした乗車・移送・降車の介助サービスを提供する事業所もあります。



(2) 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

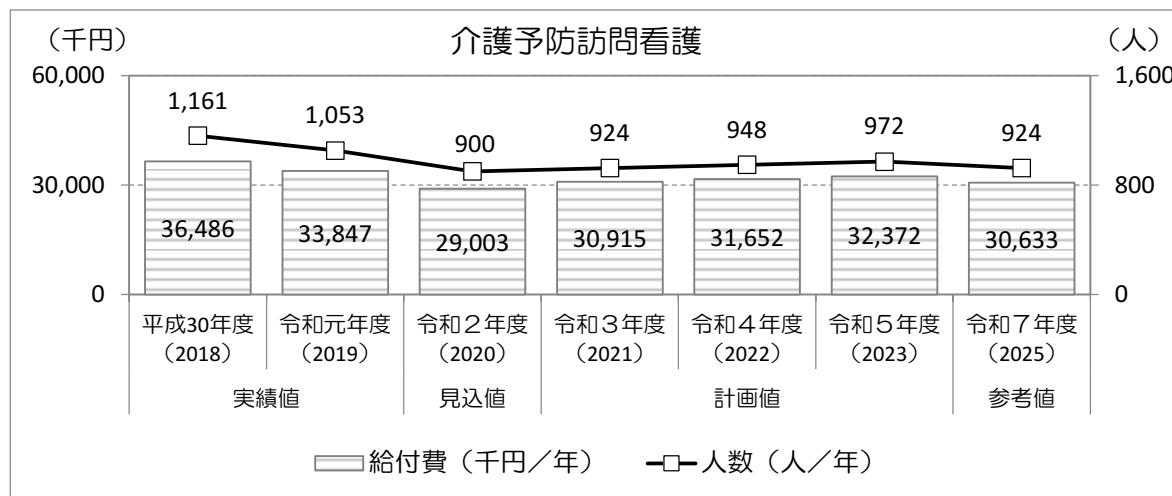
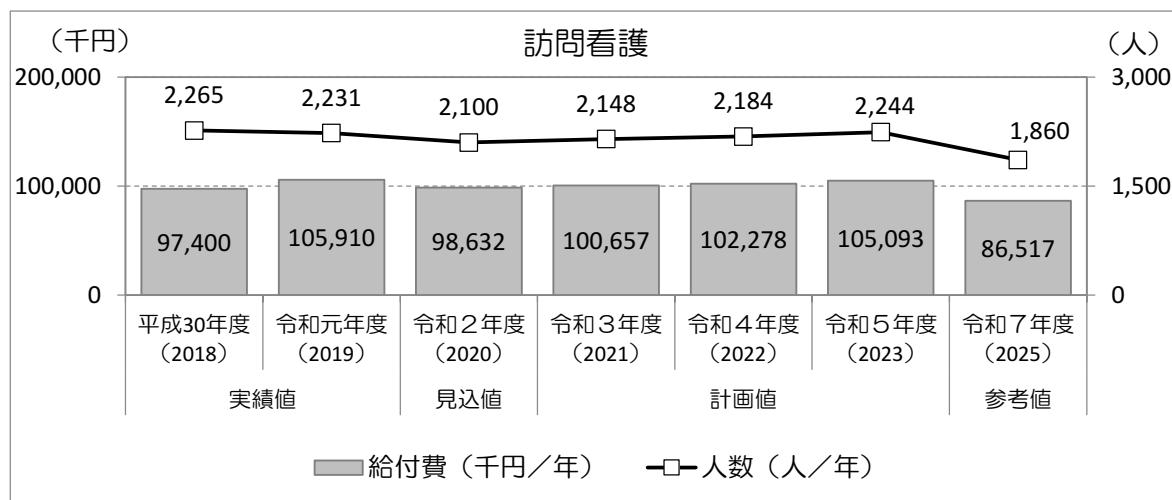
利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指して実施します。看護職員と介護職員が利用者の自宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を行います。

介護予防訪問入浴については、利用者が年々減少し、令和2年度に利用がないことから、本計画期間中においては見込んでおりません。



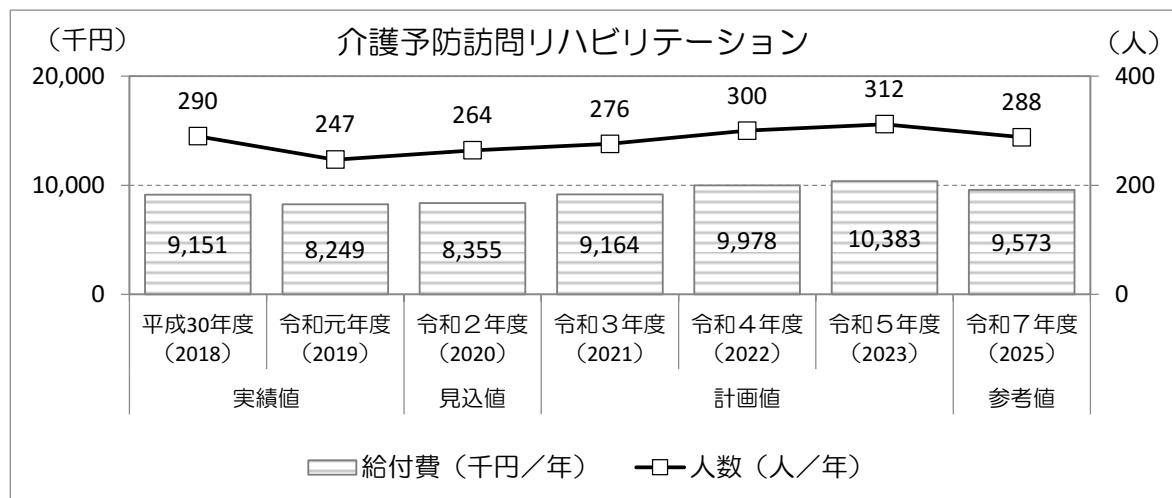
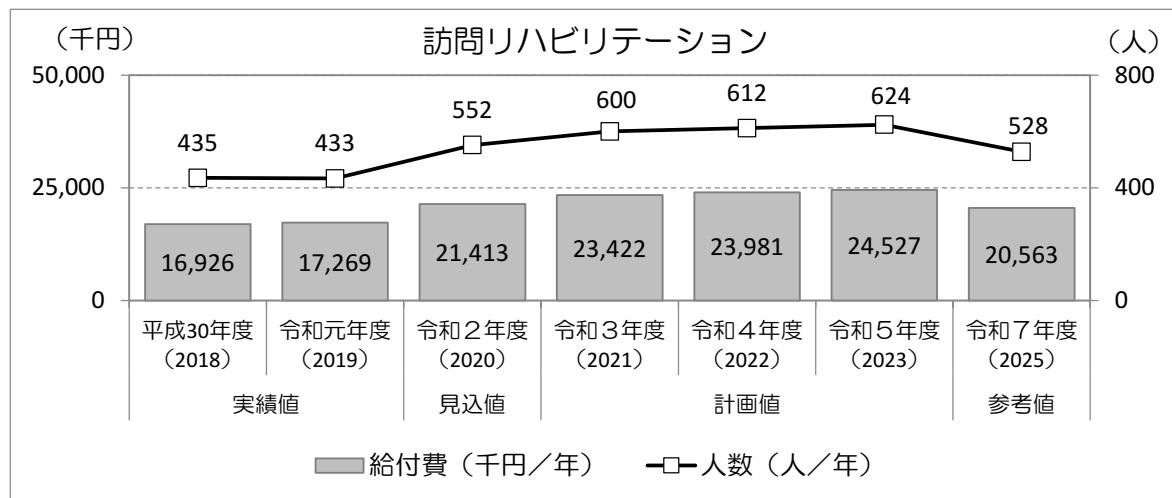
(3) 訪問看護／介護予防訪問看護

利用者的心身機能の維持回復等を目的として、看護師等が疾患のある利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。



(4) 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

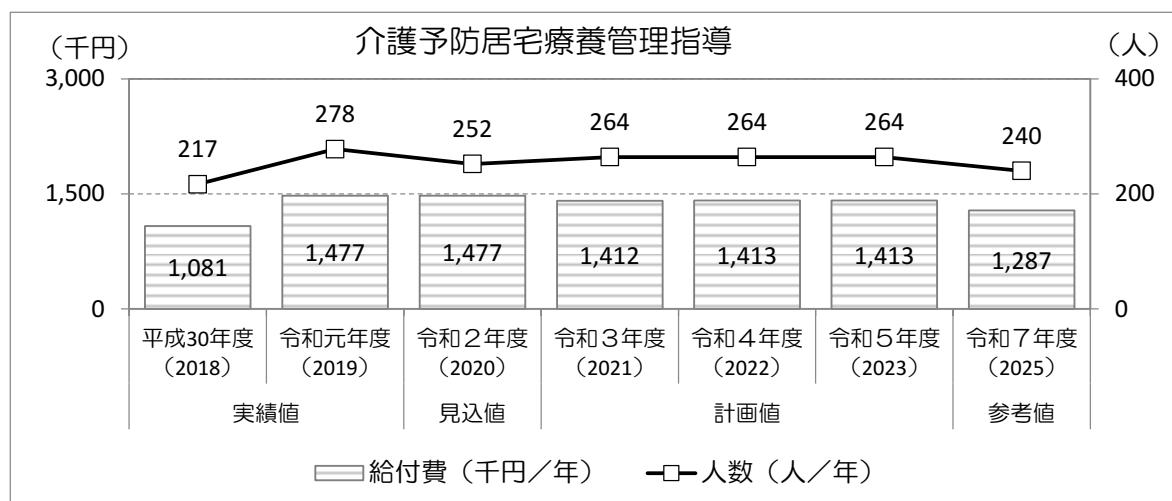
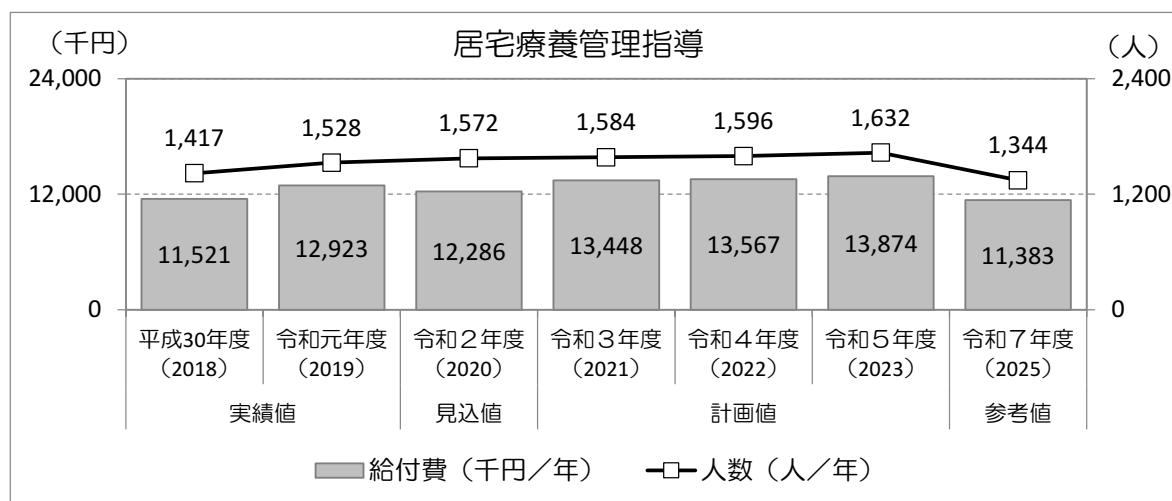
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が利用者の自宅を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。



(5) 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

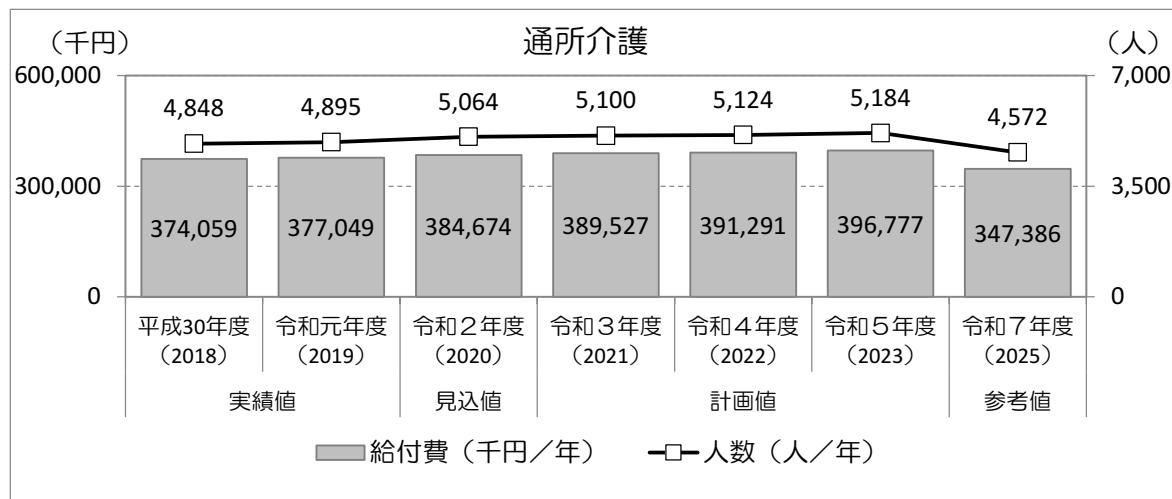
在宅で療養していく、通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行うサービスです。

また、介護支援専門員に対して、ケアプランの作成に必要な情報提供も行います。



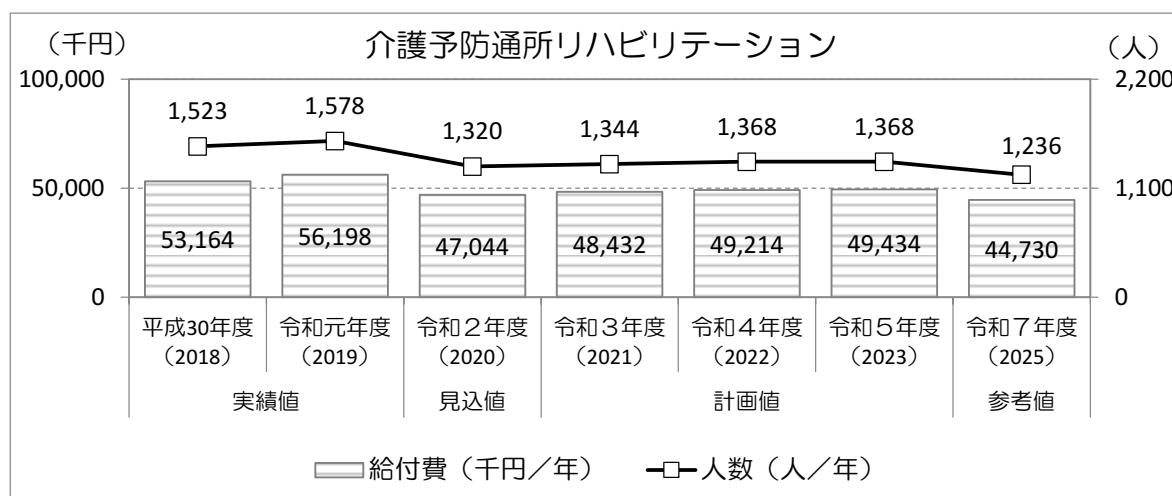
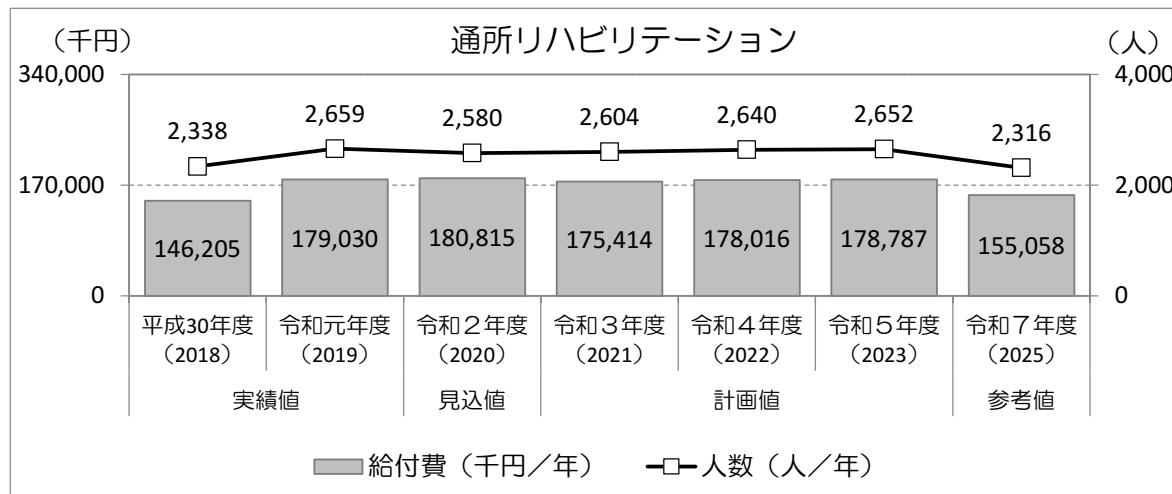
(6) 通所介護

利用者が通所介護の施設（利用定員 19 人以上のデイサービスセンター等）に通い、施設では、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで提供します。生活機能向上グループ活動等の高齢者同士の交流もあり、施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。



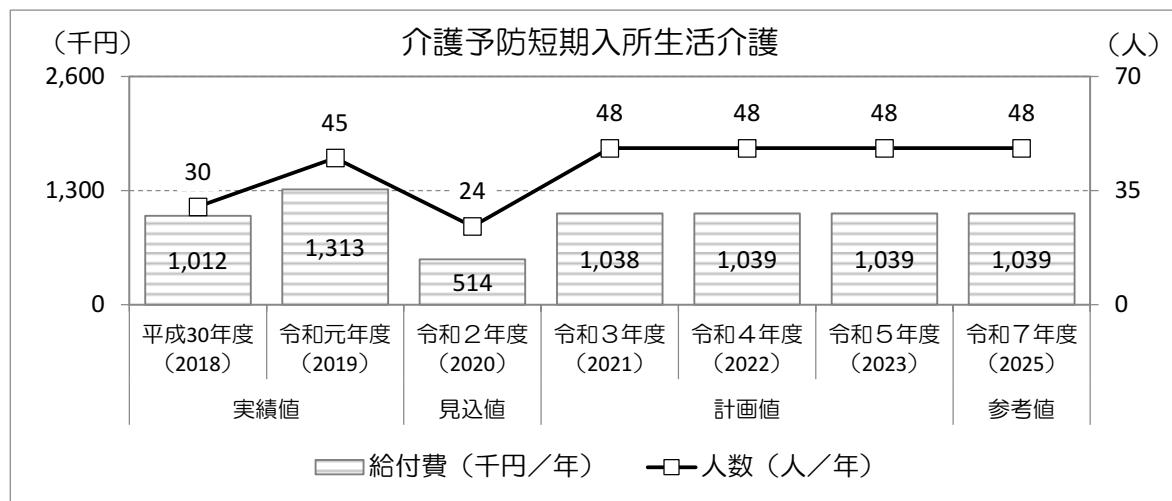
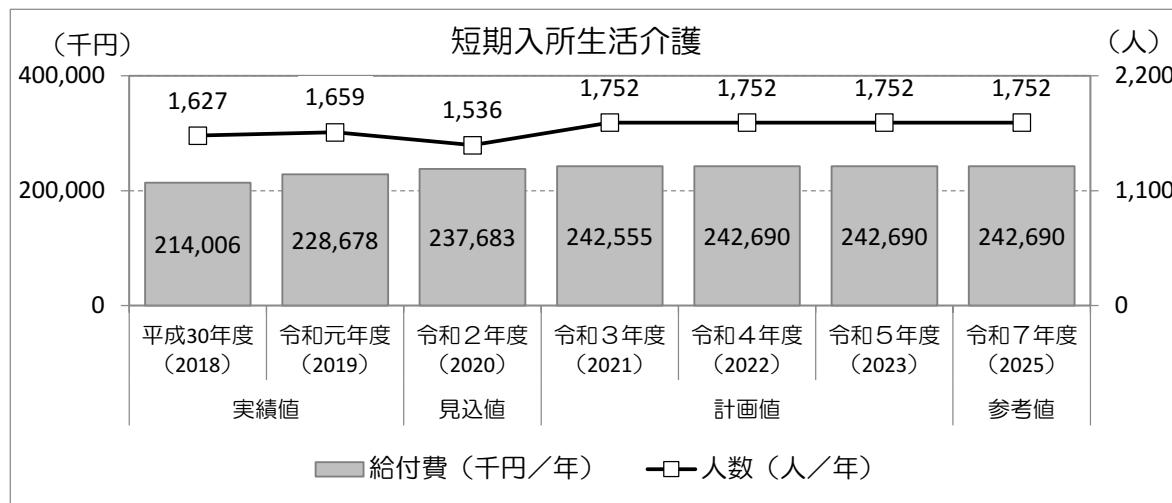
(7) 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

利用者が通所リハビリテーションの施設（老人保健施設、病院、診療所等）に通り、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで提供します。



(8) 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等が、常に介護が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練等を提供します。

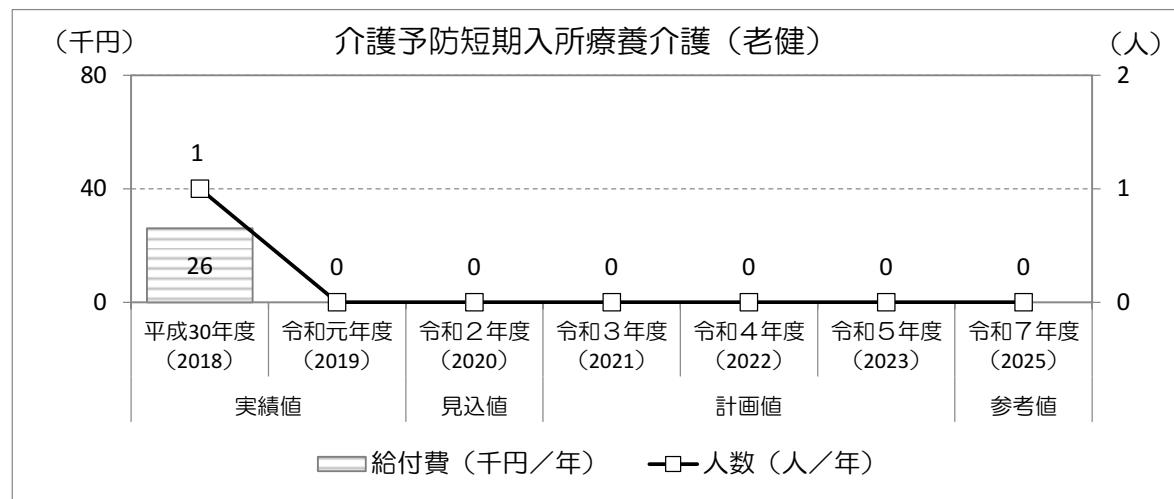
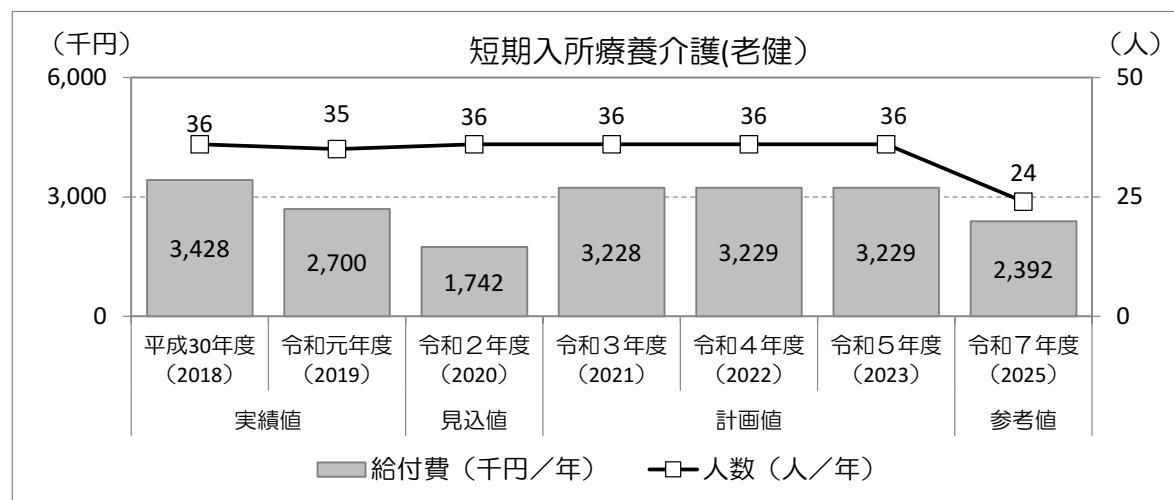


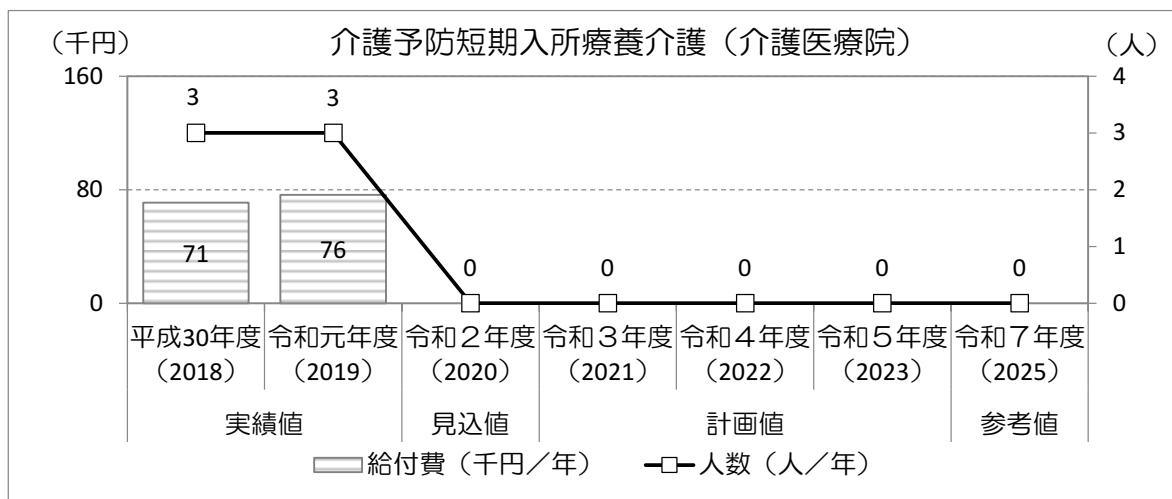
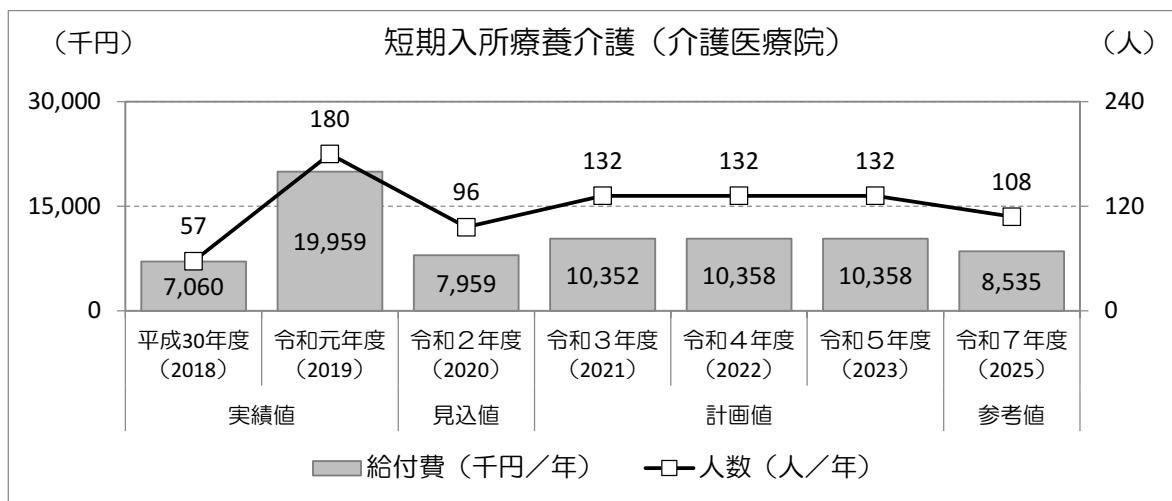
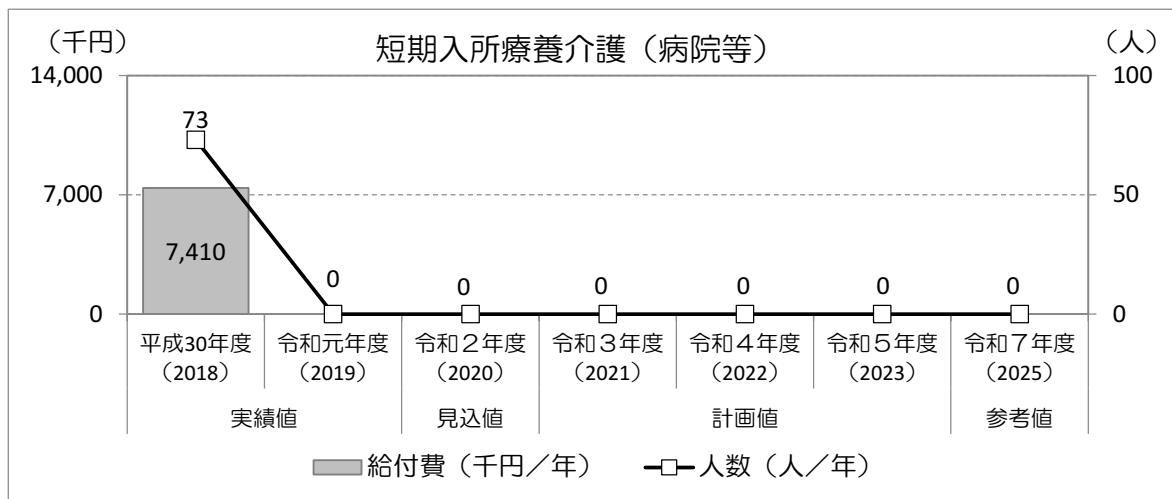
(9) 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

医療機関や介護老人保健施設、介護医療院が、日常生活上の世話や、医療、看護、機能訓練等を提供します。

介護老人保健施設の介護予防短期入所療養介護及び病院等の短期入所療養介護については、令和元年度から実績がないため、本計画においては見込んでおりません。

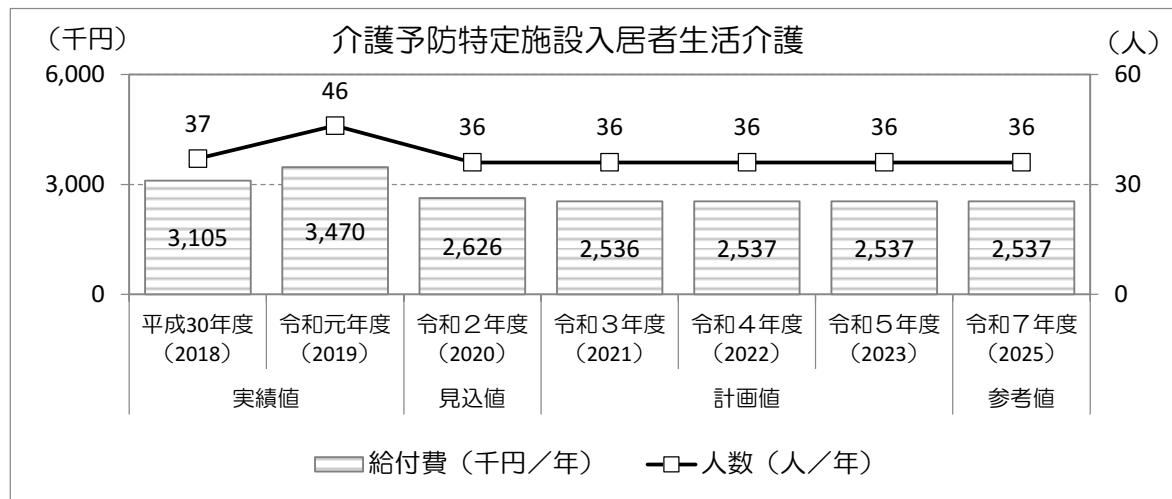
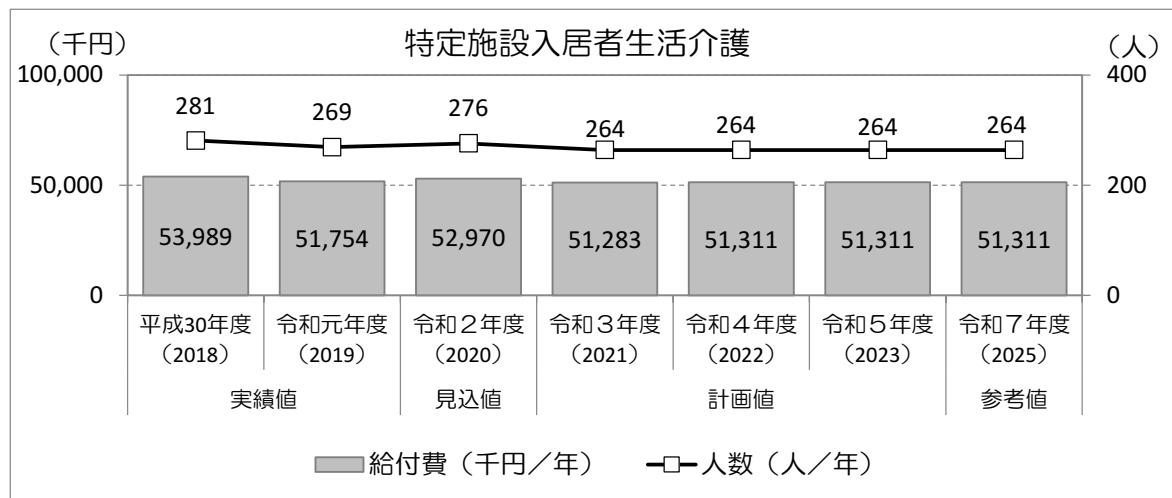
また、介護医療院の介護予防短期入所療養介護については、令和2年度から実績がないため、本計画においては見込んでおりません。





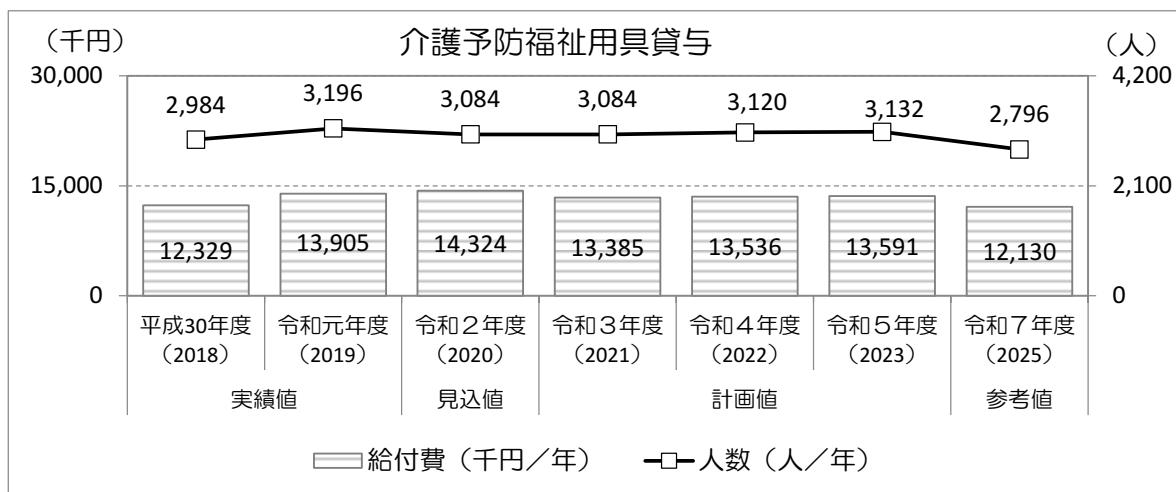
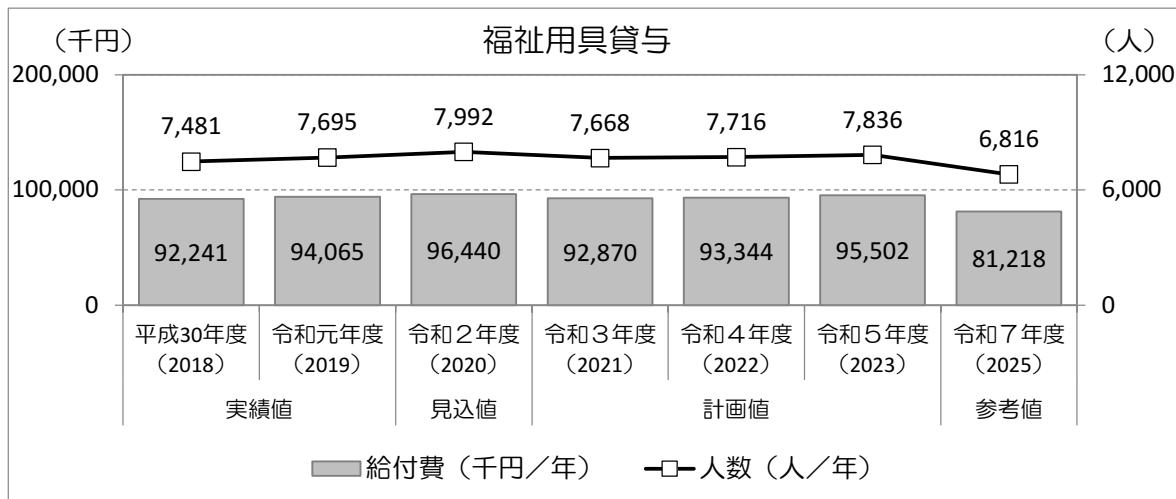
(10) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等が、食事や入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練等を提供します。



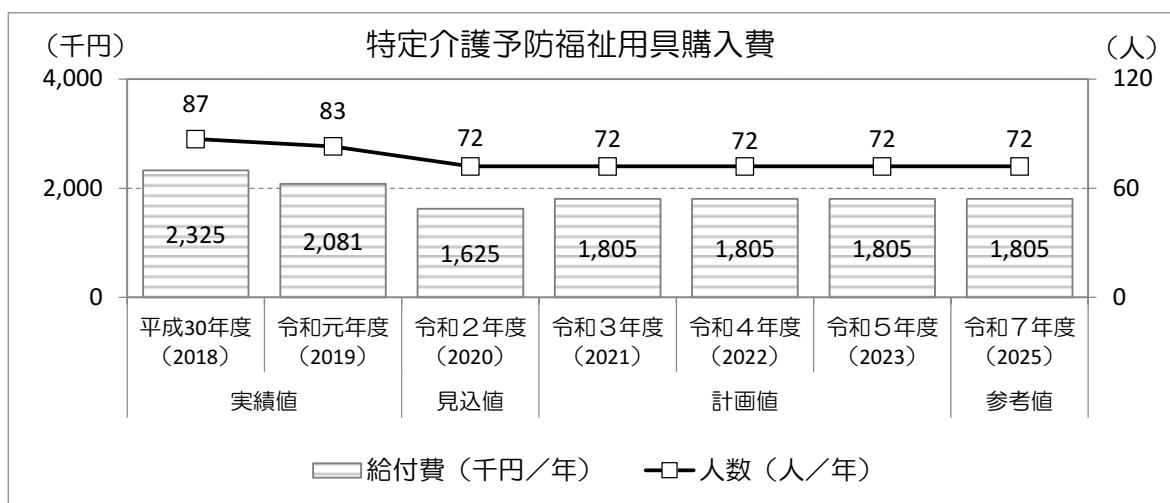
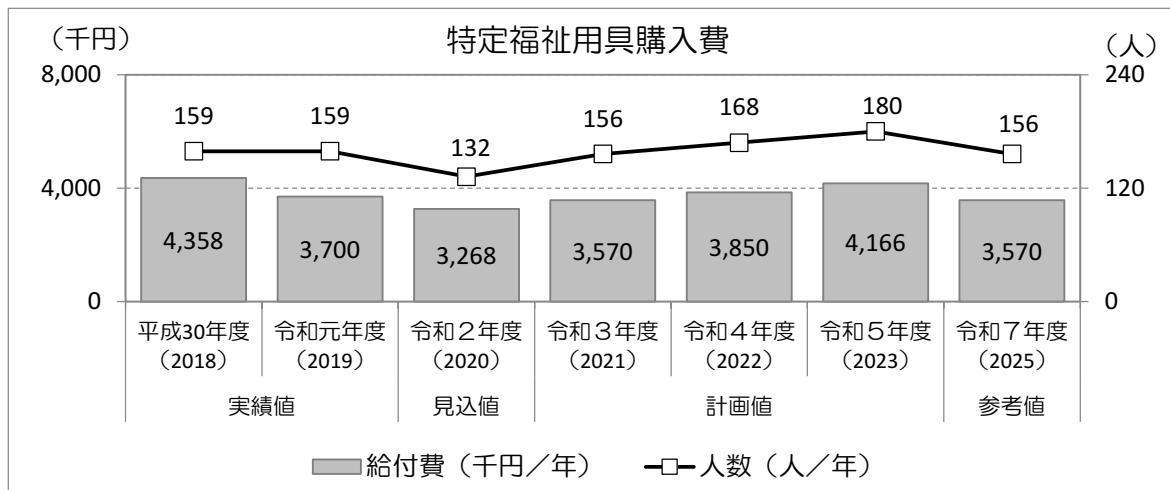
(II) 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

利用者の心身の状況、希望及びその生活環境等をふまえ、適切な福祉用具を選ぶための援助・取付け・調整等を行い、福祉用具を貸与します。福祉用具を利用することで日常生活上の便宜を図り、家族の介護の負担軽減等を目的として実施します。



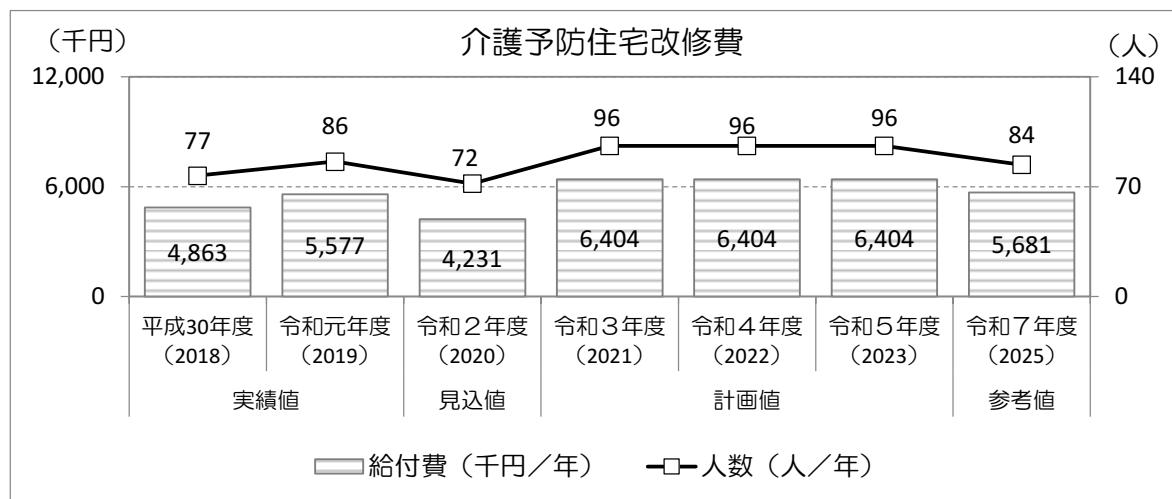
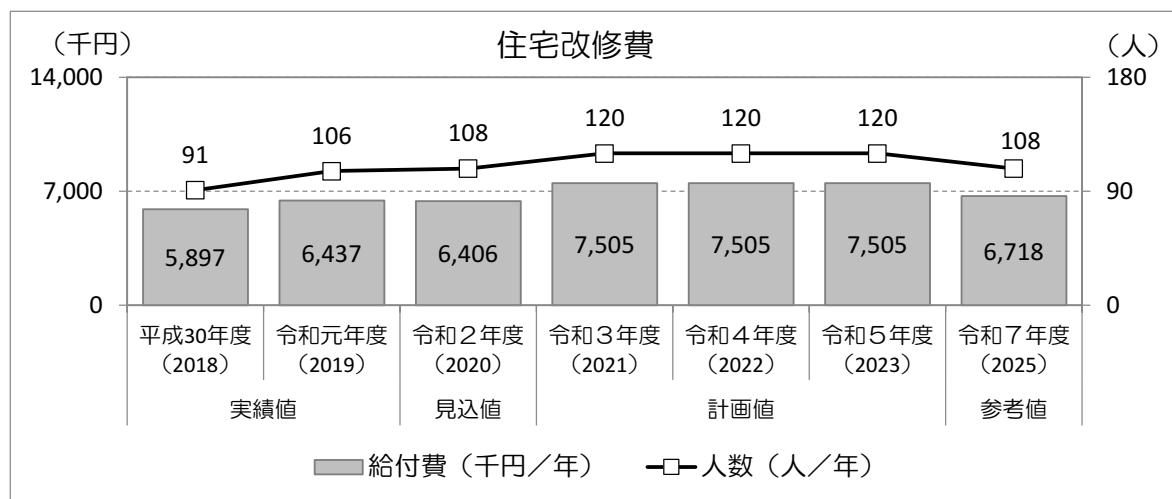
(12) 特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

入浴や排泄に用いる、貸与になじまない福祉用具を販売します。福祉用具を利用することで日常生活上の便宜を図り、家族の介護の負担軽減等を目的として実施します。



(13) 住宅改修／介護予防住宅改修

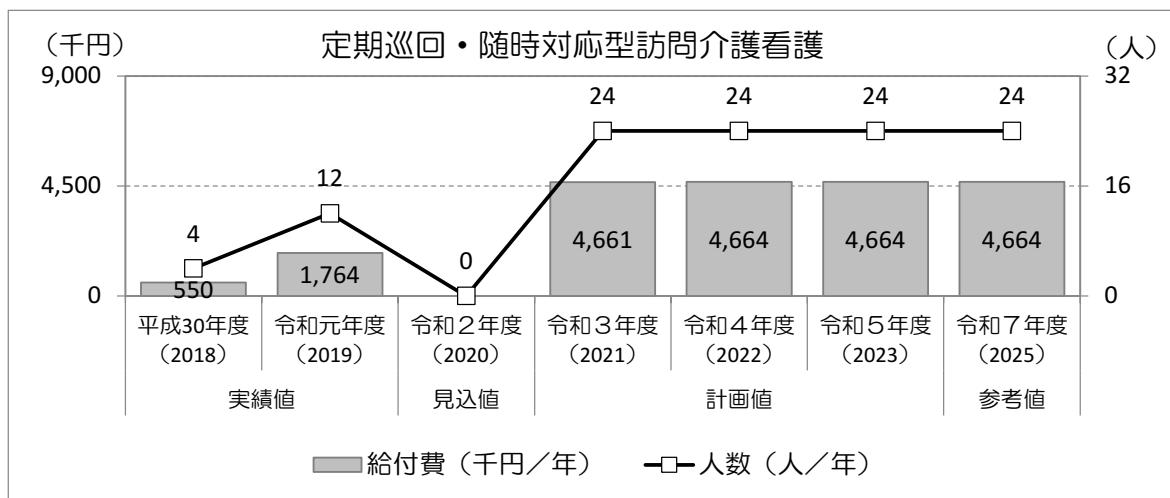
手すりの取付け、段差の解消、滑り止め防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更、引き戸への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他これらに付帯して必要となる住宅改修を行った場合、住宅改修費の一部を支給します。



2 地域密着型サービス

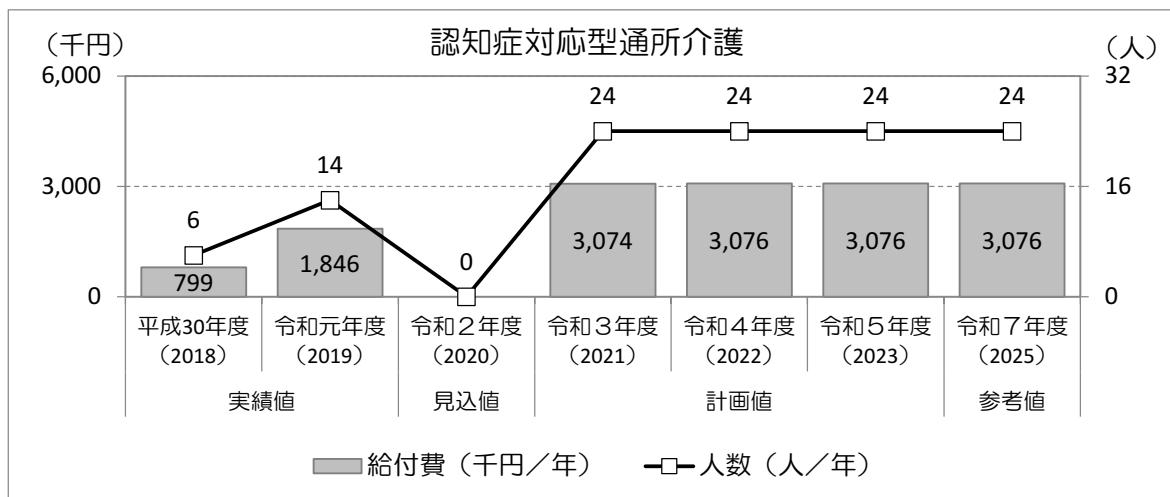
(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回や随時通報への対応等、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します。また、サービスの提供にあたっては、訪問介護員だけでなく看護師等も連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできます。



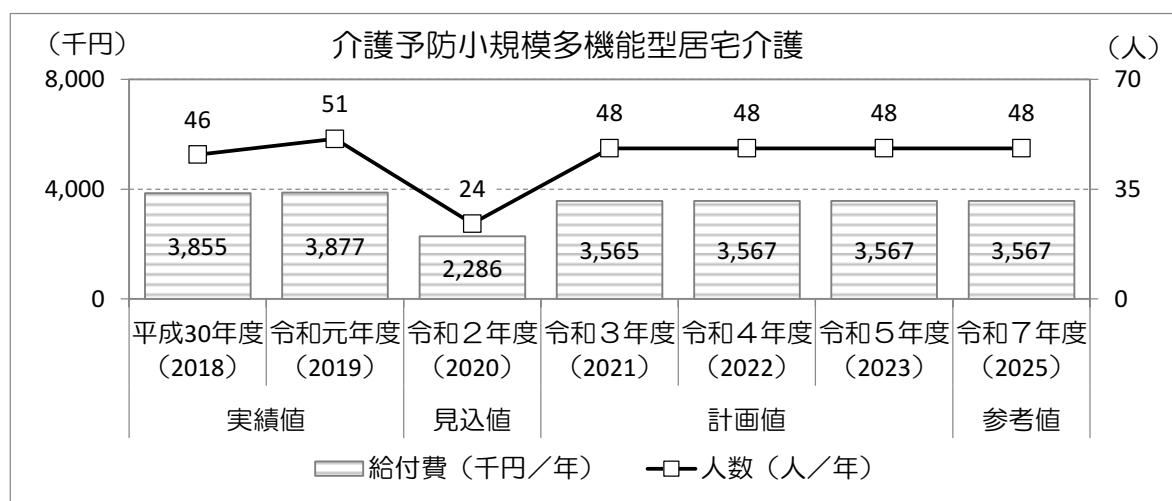
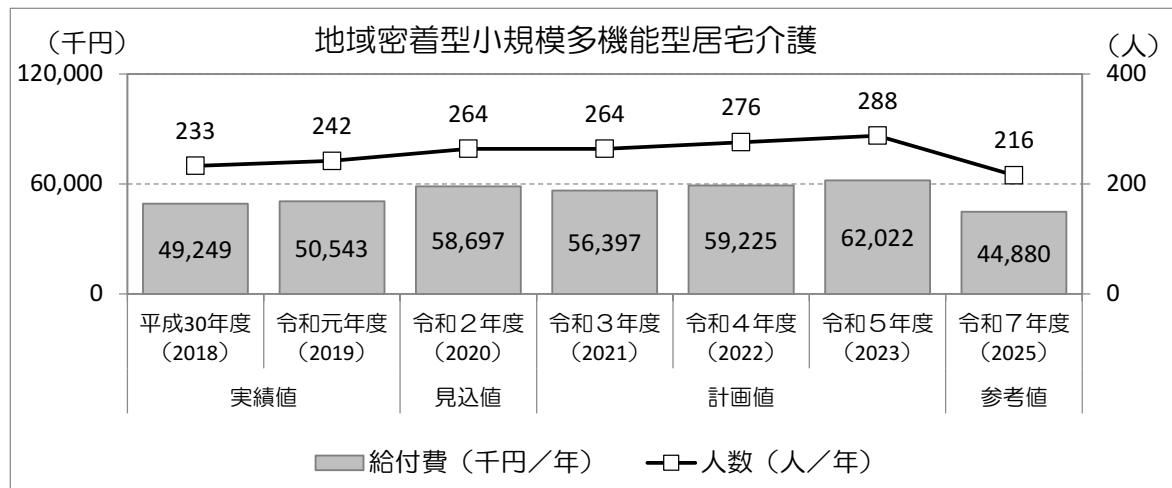
(2) 認知症対応型通所介護

認知症の利用者が通所介護の施設（デイサービスセンターやグループホーム等）に通い、施設では、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで提供します。施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。



(3) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

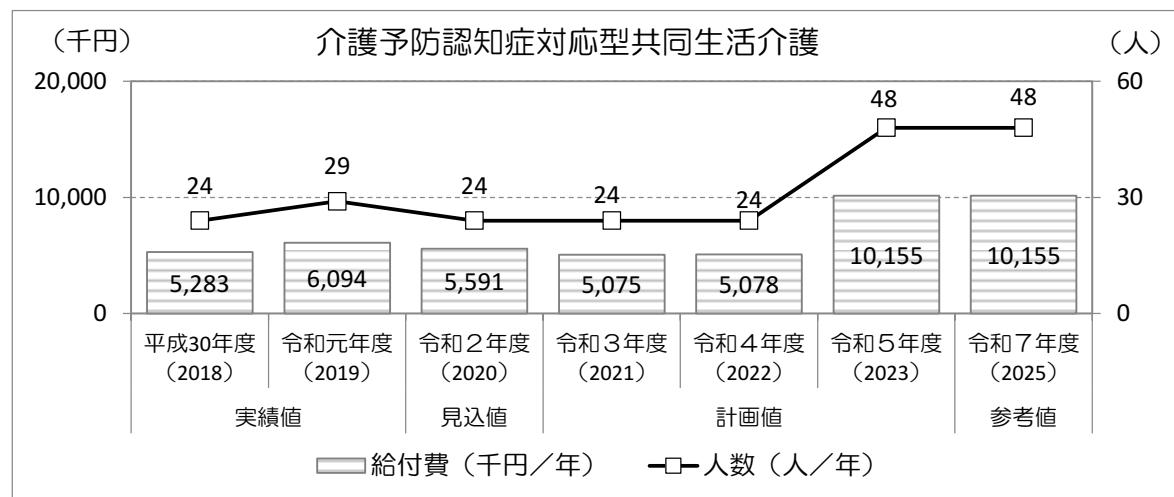
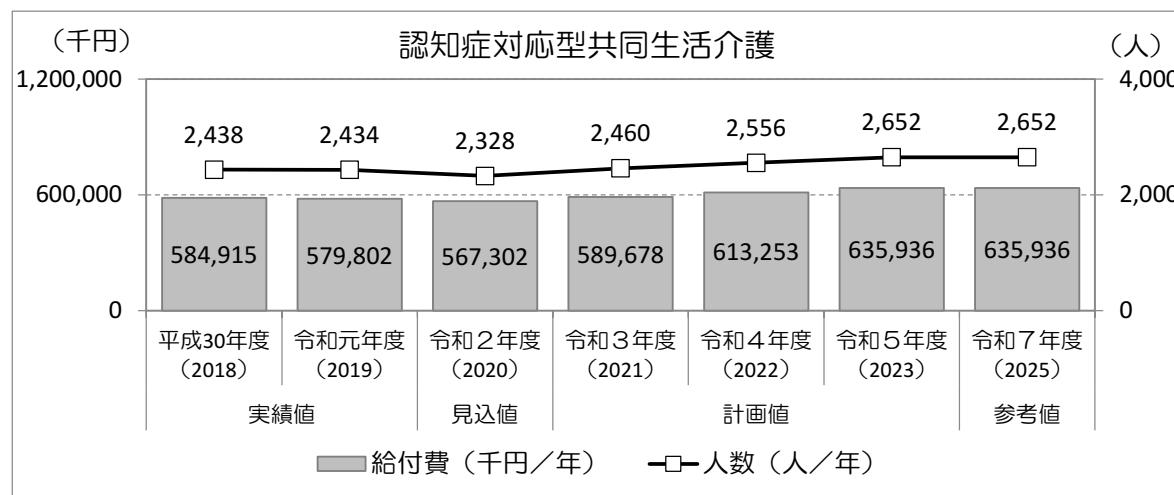
利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで日常生活上の支援や機能訓練を行います。



(4) 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の利用者が、グループホームに入所し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事や入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練等のサービスを受けます。

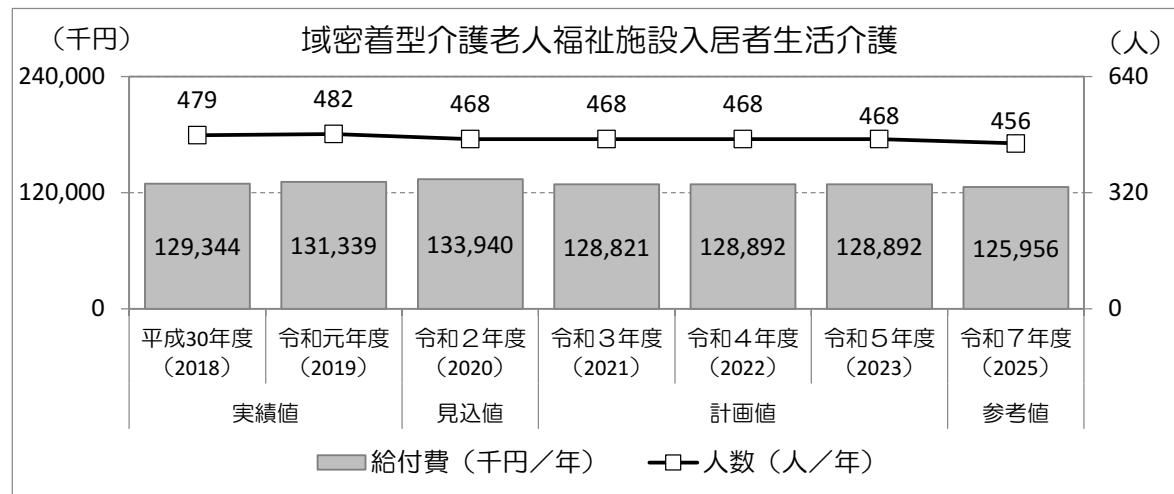
グループホームでは、1つの共同生活住居に5～9人の少人数の利用者が、介護スタッフとともに共同生活を送ります。



(5) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

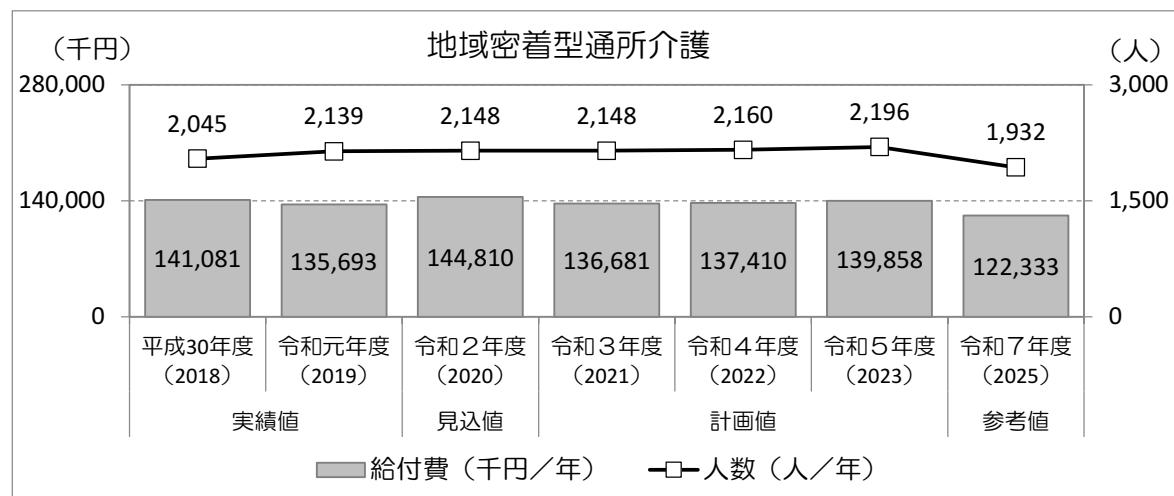
入所定員 30 人未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等を提供します。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、明るく家庭的な雰囲気があり、地域や家族との結びつきを重視した運営を行うこととされています。



(6) 地域密着型通所介護

利用者が地域密着型通所介護の施設（利用定員 19 人未満のデイサービスセンター等）に通い、施設では、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで提供します。施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。



(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた入居定員 30 人未満の有料老人ホームや軽費老人ホーム等が、食事や入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練等を提供します。

これまで実績がなく、本計画期間中に施設の整備計画はないため、見込んでおりません。

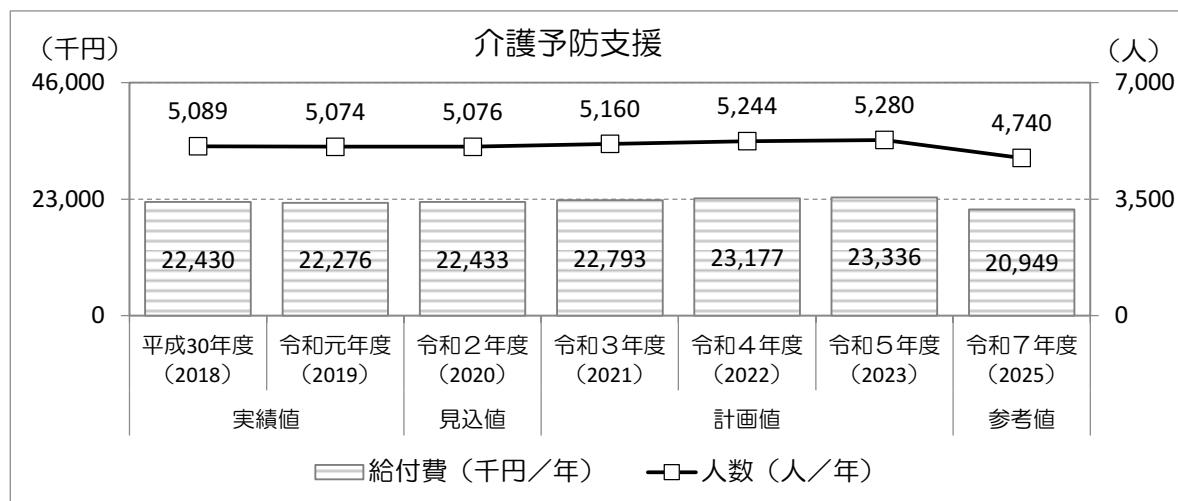
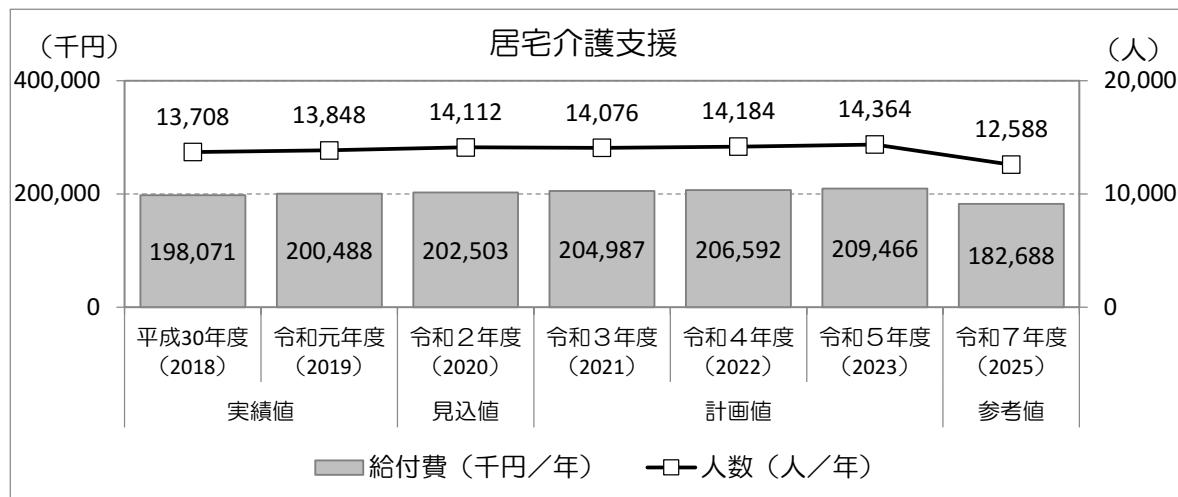
(8) 看護小規模多機能型居宅介護

利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問（介護）」に加えて、看護師等による「訪問（看護）」も組み合わせることで、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、介護と看護の一体的なサービスの提供受けることができます。

これまで実績がなく、本計画期間中にサービスの実施は、見込んでおりません。

3 居宅介護支援・介護予防支援

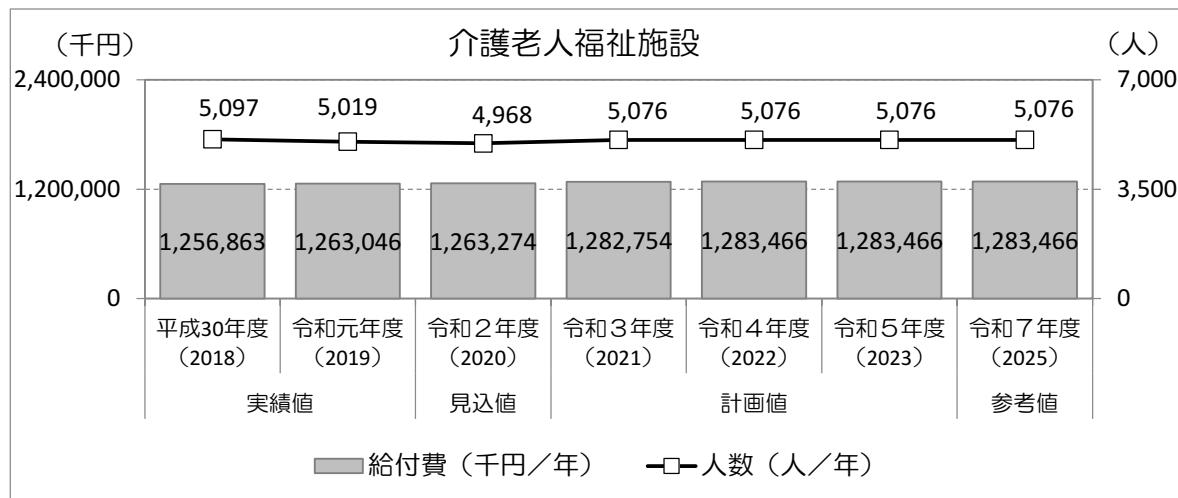
介護支援専門員が、利用者的心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。



4 施設サービス

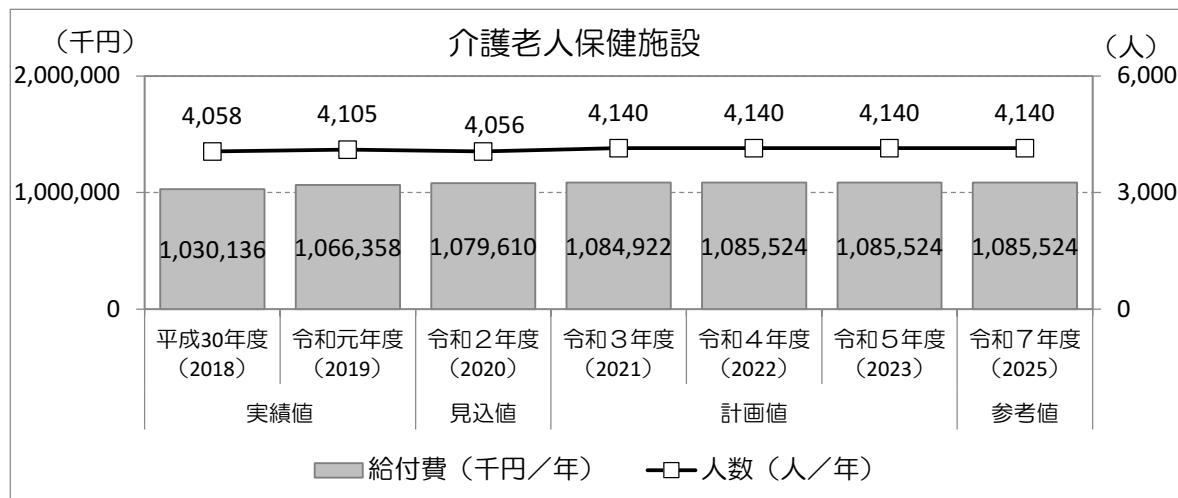
(1) 介護老人福祉施設

入所者が可能な限り在宅復帰できることを念頭に、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等を提供します。



(2) 介護老人保健施設

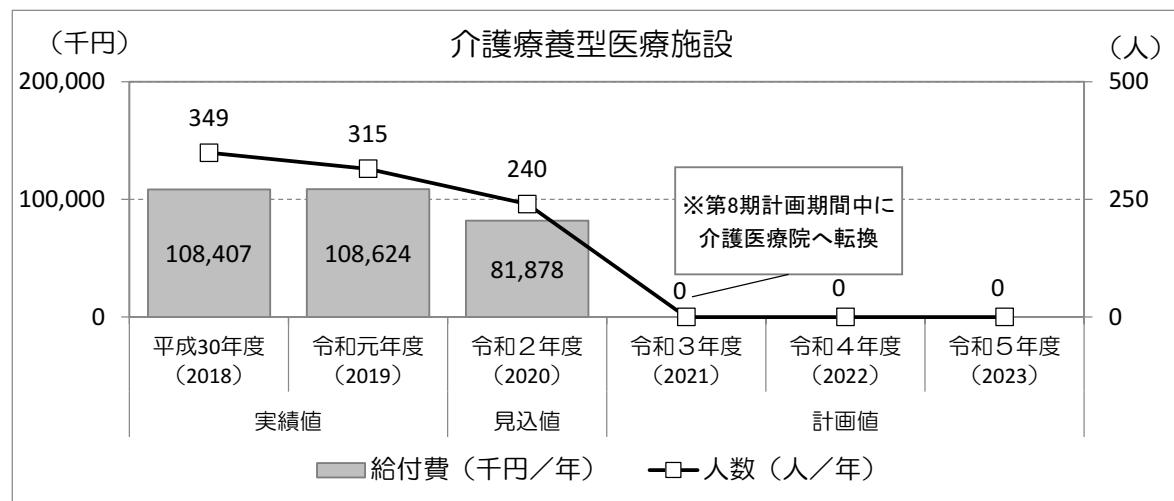
在宅復帰を目指している方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、リハビリテーションや必要な医療、介護等を提供します。



(3) 介護療養型医療施設

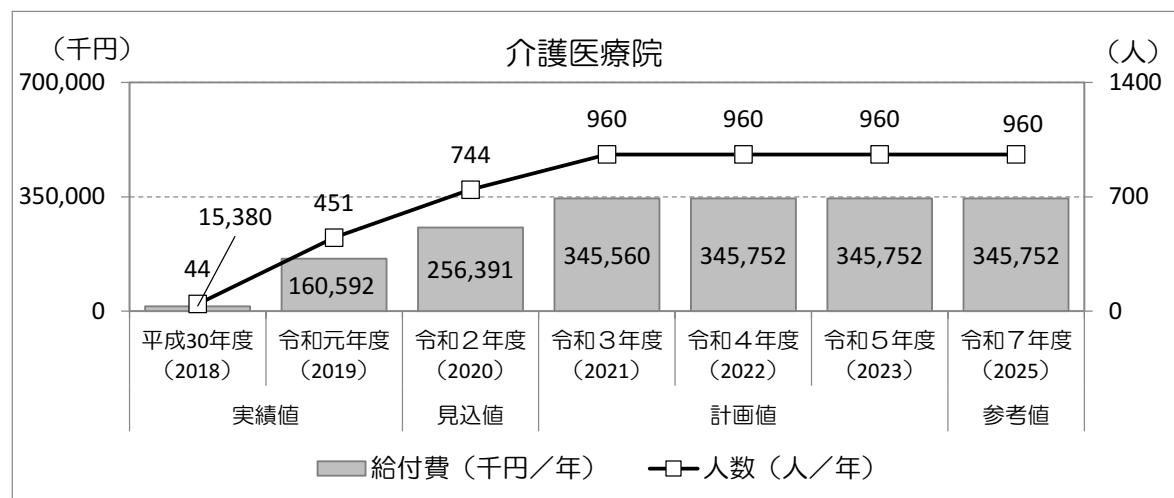
長期にわたって療養が必要な方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、機能訓練や必要な医療、介護等を提供します。

第8期計画中に介護医療院へ転換予定のため、令和3年度以降は、見込んでおりません。



(4) 介護医療院

長期にわたって療養が必要である方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、療養上の管理、看護、介護、機能訓練、その他必要な医療と日常生活に必要なサービス等を提供します。



5 介護給付費の推計

(単位 : 千円)

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)
居宅サービス	1,308,943	1,361,112	1,360,727	1,354,401	1,364,499	1,381,496
訪問介護	249,728	237,421	235,860	219,243	220,898	224,566
訪問入浴介護	24,715	24,217	20,580	21,327	22,181	23,111
訪問看護	97,400	105,910	98,632	100,657	102,278	105,093
訪問リハビリテーション	16,926	17,269	21,413	23,422	23,981	24,527
居宅療養管理指導	11,521	12,923	12,286	13,448	13,567	13,874
通所介護	374,059	377,049	384,674	389,527	391,291	396,777
通所リハビリテーション	146,205	179,030	180,815	175,414	178,016	178,787
短期入所生活介護	214,006	228,678	237,683	242,555	242,690	242,690
短期入所療養介護（老健）	3,428	2,700	1,742	3,228	3,229	3,229
短期入所療養介護（病院等）	7,410	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	7,060	19,959	7,959	10,352	10,358	10,358
福祉用具貸与	92,241	94,065	96,440	92,870	93,344	95,502
特定福祉用具販売	4,358	3,700	3,268	3,570	3,850	4,166
住宅改修費	5,897	6,437	6,406	7,505	7,505	7,505
特定施設入居者生活介護	53,989	51,754	52,970	51,283	51,311	51,311
地域密着型サービス	905,936	900,987	904,750	919,312	946,520	974,448
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	550	1,764	0	4,661	4,664	4,664
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	141,081	135,693	144,810	136,681	137,410	139,858
認知症対応型通所介護	799	1,846	0	3,074	3,076	3,076
小規模多機能型居宅介護	49,249	50,543	58,697	56,397	59,225	62,022
認知症対応型共同生活介護	584,915	579,802	567,302	589,678	613,253	635,936
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	129,344	131,339	133,940	128,821	128,892	128,892
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
施設サービス	2,410,785	2,598,619	2,681,153	2,713,236	2,714,742	2,714,742
介護老人福祉施設	1,256,863	1,263,046	1,263,274	1,282,754	1,283,466	1,283,466
介護老人保健施設	1,030,136	1,066,358	1,079,610	1,084,922	1,085,524	1,085,524
介護医療院	15,380	160,592	256,391	345,560	345,752	345,752
介護療養型医療施設	108,407	108,624	81,878	0	0	0
居宅介護支援	198,071	200,488	202,503	204,987	206,592	209,466
介護サービスの給付費計	4,823,735	5,061,207	5,149,132	5,191,936	5,232,353	5,280,152

※千円以下の端数処理の関係により、数値が一致しない場合があります。

6 介護予防給付費の推計

(単位 : 千円)

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)
介護予防サービス	123,824	126,225	109,199	115,091	117,578	118,978
介護予防訪問入浴介護	211	31	0	0	0	0
介護予防訪問看護	36,486	33,847	29,003	30,915	31,652	32,372
介護予防訪問リハビリテーション	9,151	8,249	8,355	9,164	9,978	10,383
介護予防居宅療養管理指導	1,081	1,477	1,477	1,412	1,413	1,413
介護予防通所リハビリテーション	53,164	56,198	47,044	48,432	49,214	49,434
介護予防短期入所生活介護	1,012	1,313	514	1,038	1,039	1,039
介護予防短期入所療養介護（老健）	26	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	71	76	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	12,329	13,905	14,324	13,385	13,536	13,591
特定介護予防福祉用具販売	2,325	2,081	1,625	1,805	1,805	1,805
介護予防住宅改修	4,863	5,577	4,231	6,404	6,404	6,404
介護予防特定施設入居者生活介護	3,105	3,470	2,626	2,536	2,537	2,537
地域密着型介護予防サービス	9,138	9,971	7,877	8,640	8,645	13,722
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,855	3,877	2,286	3,565	3,567	3,567
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,283	6,094	5,591	5,075	5,078	10,155
介護予防支援	22,430	22,276	22,433	22,793	23,177	23,336
予防給付費計	155,392	158,472	139,509	146,524	149,400	156,036

※千円以下の端数処理の関係により、数値が一致しない場合があります。

7 総給付費の推計

(単位 : 千円)

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)
総給付費	4,979,127	5,219,679	5,288,641	5,338,460	5,381,753	5,436,188
介護給付費計	4,823,735	5,061,207	5,149,132	5,191,936	5,232,353	5,280,152
予防給付費計	155,392	158,472	139,509	146,524	149,400	156,036

第2節 紿付適正化の推進

給付適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその効果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を目指すものです。

これらを実現するため、「徳島県介護給付適正化計画」に基づき、「要介護認定の適正化」、「ケアマネジメントの適正化（ケアプランの点検、住宅改修、福祉用具購入・貸与の点検）」、「事業者の提供体制および介護報酬請求の適正化（介護給付費通知、医療情報との突合・縦覧点検）」について、実施目標件数等を定めて実施しています。

また、介護保険法第117条第2項第3号及び第4号の規定により、市町村介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされているため、本計画において「介護給付適正化計画」を一体的に策定するものとします。

I 介護保険給付費適正化事業の推進

(1) 認定調査チェック

取組内容	要介護認定においては、全国一律の基準に基づき行われていることから、認定調査及び認定審査会がその基準に沿って実施されているかを常に意識し、基準の共有を行うことで、適正な認定が行われるように取り組んでいます。 認定調査全件の点検を実施し、不備が認められた場合、認定調査員に確認し必要に応じて認定調査票を修正するとともに、認定調査の平準化を図っています。
現状と課題	審査会事務局職員が、全件（直営調査・委託調査）調査特記の点検を行っています。また、新型コロナウイルスの影響で認定調査に制限が出ているところもあります。このようなことを踏まえ、感染症対策を行ったうえで適正な認定調査が行えるよう工夫が必要となっています。
今後の方向性	調査特記の全件点検を継続していきます。また、調査員のスキルアップのため研修の受講や勉強会・情報共有の場を設け、認定調査の平準化のため直営調査と委託調査をバランスよく行います。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施件数	4,098 件 (全件)	4,097 件 (全件)	3,561 件 (全件)	全件	全件	全件

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調査員の スキルアップ	研修受講	直営全員 受講	直営全員 受講	直営全員 受講	直営全員 受講	直営全員 受講
	勉強会 (情報共有)	—	—	—	12回	12回

(2) ケアプラン点検

取組内容	ケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに健全なる給付の実施を支援しています。
現状と課題	自立支援に資するケアマネジメントの実践に向けた支援のため、毎年度テーマを定めて実施しています。今後も介護サービスの利用者の増加が見込まれる中で、介護支援専門員が限られた資源等を活用して自立支援に資するケアマネジメントが実践できるよう支援が必要となっています。
今後の方向性	管内にあるすべての居宅介護支援事業所を対象として面談等によるケアプラン点検を実施することにより、自立支援に資するケアマネジメントの実践に向けた取組の支援を行います。また、居宅介護支援事業所の実地指導の際にもケアプランを点検することにより効率的・効果的な取組を実施していきます。

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ケアプラン点検	69 件	32 件	32 件	32 件	32 件	32 件
実地指導によるケアプラン点検	4 件	23 件	—	20 件	20 件	20 件

(3) 住宅改修等の点検

取組内容	住宅改修については、事前申請時の書類の点検や工事施工前後の現地調査を行い、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修となってないか確認を行っています。また、福祉用具購入・貸与についても、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用となっているか利用状況等の確認を行っています。
現状と課題	住宅改修については、事前申請時の書類の点検や現地調査を行うことで適正な給付につなげることができます。福祉用具調査については、ケアプラン点検の中で利用状況等を確認しています。
今後の方向性	住宅改修は、改修費が高額、改修規模が大きく複雑、事前申請時の書類では現状が分かりにくいケースについて現地調査等を実施していきます。福祉用具は、現地調査に加え、ケアプラン点検を活用することで効率的・効果的な事業の実施を行っていきます。

住宅改修申請書等の書類の点検

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
件 数	168 件 (全件)	192 件 (全件)	196 件 (全件)	全件	全件	全件

住宅改修現地調査

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
件 数	45 件	3 件	5 件	12 件	12 件	12 件

福祉用具等調査(ケアプラン点検含む)

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
件 数	14 件	32 件	32 件	40 件	40 件	40 件

(4) 縦覧点検・医療情報との整合

取組内容	国保連合会介護給付適正化システムにより、介護報酬請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うとともに、医療と介護の重複請求の排除等を図っています。				
現状と課題	徳島県国民健康保険団体連合会に委託し、全件実施しています。				
今後の方向性	引き続き委託により全件実施していきます。				

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
件 数	26,665 件 (全件)	27,105 件 (全件)	26,885 件 (全件)	全件	全件	全件

(5) 介護給付費通知

取組内容	保険者から受給者（家族を含む）に対して、利用サービスの内容と費用総額等の内容を年4回通知します。受給者や事業者に対して適正なサービス利用が行えているか改めて確認してもらい、適正な請求に向けた抑制効果を図っています。				
現状と課題	介護報酬の請求及び費用の給付状況等を年4回通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービス利用の普及啓発を行っています。				
今後の方向性	引き続き効率的・効果的に事業を実施していきます。				

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回 数	4 回 (12 月分)					

第3節 地域密着型サービス運営委員会の設置並びに指導監督の実施

取組内容	地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、介護保険の被保険者、介護サービスの事業者、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等からなる「地域密着型サービス運営委員会」を設置し、地域密着型サービス事業所の指定、地域密着型サービスの質の確保及び地域密着型サービス事業の運営の評価に関し協議を行います。 また、地域密着型施設等に対し、法令等を遵守した運営が健全かつ円滑に行われるよう毎年指導監督等を実施しています。
現状と課題	地域密着型サービス運営委員会を開催し、地域密着型（介護予防）サービス事業所の新規指定及び指定更新に関する事業の運営の評価に関し協議を行っています。また、実地指導は、指定有効期間（6年間）におおむね1回以上実施しています。
今後の方向性	今後も継続していきます。

実地指導

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
居宅介護 支援事業所	2 件	5 件	0 件	1 件	1 件	2 件
介護予防 支援事業所	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件	1 件
地域密着型 サービス事業所	1 件	3 件	0 件	6 件	5 件	4 件

第4節 介護サービス基盤の整備

取組内容	<p>高齢者が、たとえ要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域で、継続して日常生活を営むことができるよう、広域連合と関係市町が連携し、多様化する利用者のニーズを反映した十分な質・量のサービスを確保できる地域密着型サービス等の基盤整備について検討を行っています。</p> <p>また、施設整備に関しては、増大する給付費の抑制、保険料への影響の観点から、ニーズ、地域性、将来推計等を十分考慮しながら進めていく必要があり、今後どのように整備していくかについて検討を行っています。</p>
現状と課題	介護サービス基盤の中で施設整備について、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 10 床整備しました。（令和3年4月より開所予定）
今後の方向性	地域の実情に合わせて検討していきます。また、第8期の施設整備については、予定していません。

第5節 計画の点検・評価方法

取組内容	介護保険事業の円滑な推進のため、保健・医療・福祉関係者、学識経験者で構成された地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会において、事業の点検や評価を行います。 また、新しい介護予防・日常生活支援総合事業については、国のガイドライン等を踏まえつつ、実施をしていく中で地域の実情に沿った取り組みが可能となるよう、行政・関係団体等が一体となって評価・検討を行っています。
現状と課題	地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会において、事業の点検や評価を実施しています。
今後の方向性	今後も継続して実施していきます。また、第8期介護保険事業計画についてフェイスシートを活用しながら評価するとともに、評価の実施方法を検討していきます。

地域包括支援センター運営協議会

	実績値		見込値	計画値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
三好市	1回	1回	1回	1回	1回	1回
東みよし町	2回	2回	2回	2回	2回	2回

地域密着型サービス運営委員会

実績値		見込値	計画値		
平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
0回	1回	1回	1回	1回	1回

第6節 介護保険料等の設定について

I 介護保険料の算定

(I) 第1号被保険者介護保険料の推計手順

第8期介護保険事業計画における、第1号被保険者介護保険料算出作業の全体イメージは以下のとおりとなります。

(i) 給付実績の整理（令和3年度～令和5年度見込）



(ii) 高齢者人口及び要支援・要介護認定者数の推計



(iii) 施設・居住系サービスの見込量の推計



(iv) 居宅サービス等の見込量の推計



(v) 推計した見込量について、介護報酬改定率等を調整



(vi) 総給付費の推計



(vii) 第1号被保険者の保険料を算出

(2) 標準給付費見込額(A)

介護サービス総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額及び審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額は、以下のとおりとなっています。

単位:円

	第8期合計	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
総給付費	16,156,401,000	5,338,460,000	5,381,753,000	5,436,188,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	725,944,125	254,615,724	234,501,240	236,827,161
特定入所者介護サービス費等給付額	907,456,000	299,491,000	302,486,000	305,479,000
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	181,511,875	44,875,276	67,984,760	68,651,839
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	411,033,023	136,035,265	136,821,885	138,175,873
高額介護サービス費等給付額	415,623,000	137,170,000	138,541,000	139,912,000
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	4,589,977	1,134,735	1,719,115	1,736,127
高額医療合算介護サービス費等給付額	46,026,000	15,190,000	15,342,000	15,494,000
算定対象審査支払手数料	17,595,000	5,780,000	5,865,000	5,950,000
標準給付費見込額 (A)	17,356,999,148	5,750,080,989	5,774,283,125	5,832,635,034

(3) 地域支援事業費見込額(B)

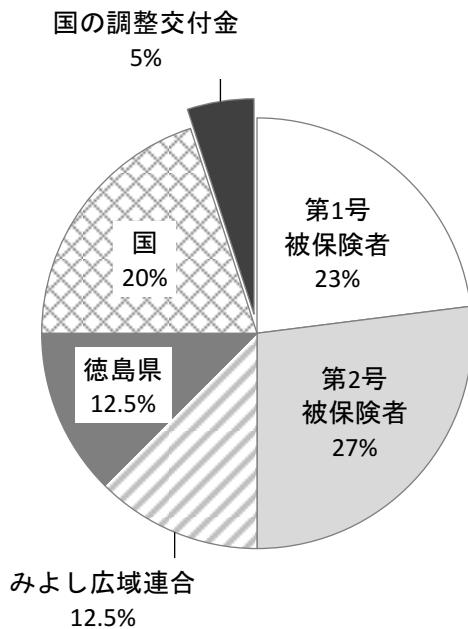
令和3年度から令和5年度の地域支援事業費の見込みは次のとおりとなっています。

単位:円

	第8期合計	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護予防・日常生活支援総合事業費	654,245,923	223,545,023	217,840,121	212,860,779
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	261,698,400	84,629,000	88,639,200	88,430,200
包括的支援事業(社会保障充実分)	54,496,400	18,282,000	18,072,200	18,142,200
地域支援事業費 (B)	970,440,723	326,456,023	324,551,521	319,433,179

(4) 介護保険の財源構成

保険料基準額の算定に用いられる第1号被保険者（65歳以上）の総給付費に対する負担率については、第7期から変更はなく23%となっています。



(5) 第1号被保険者負担相当額 (C)

令和3年度から令和5年度までの標準給付費見込額、地域支援事業費の合計額に対して、第1号被保険者の負担割合23%を乗じた値が第1号被保険者負担相当額となります。

第1号被保険者負担相当額 (C)

$$= (\text{標準給付費見込額 (A)} + \text{地域支援事業費 (B)}) \times 23\%$$

単位:円

	第8期合計	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
標準給付費見込額 (A)	17,356,999,148	5,750,080,989	5,774,283,125	5,832,635,034
地域支援事業費 (B)	970,440,723	326,456,023	324,551,521	319,433,179
第1号被保険者負担割合	23.0%		23.0%	
第1号被保険者負担相当額 (C)	4,215,311,170	1,397,603,513	1,402,731,969	1,414,975,689

(6) 保険料収納必要額 (G)

令和3年度から令和5年度までの第8期計画期間に要する保険料収納必要額は以下のとおりとなります。

保険料収納必要額 (G)

$$\begin{aligned} &= \text{第1号被保険者負担相当額 (C)} + \text{調整交付金相当額 (D : A' \times 0.05)}^* \\ &\quad - \text{調整交付金見込額 (E)} - \text{準備基金取崩額 (F)} \end{aligned}$$

* A' = 標準給付費見込額 (A) + 介護予防・日常生活支援総合事業費

単位: 円

	第8期合計	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
第1号被保険者負担分相当額 (C)	4,215,311,170	1,397,603,513	1,402,731,969	1,414,975,689
調整交付金相当額 (D)	900,562,254	298,681,301	299,606,162	302,274,791
調整交付金見込額 (E)	1,751,602,000	605,128,000	583,034,000	563,440,000
準備基金取崩額 (F)	101,200,000			101,200,000
保険料収納必要額 (G)	3,263,071,424			3,263,071,424

※調整交付金相当額 (D) と調整交付金見込額 (E) の違いについて

国の負担割合 25% の内、5 % は調整交付金での負担となります。

調整交付金とは、各市町村間における財政力の差を調整するために国が 5 % 負担しているもので、調整するために、5 % より多い市町村、少ない市町村があります。

みよし広域連合では、調整交付金相当額 (D) は標準給付費見込額 (A) の 5 % となります。が、実際には調整交付金見込額 (E) を国が負担することとなり、交付額は 5 % より高くなっています。

※介護給付費準備基金取崩額 (F) について

保険料の余剰分を積み立てている介護給付費準備基金から 3 年間で 1 億 120 万円取り崩し、介護保険料の収納不足を補うこととします。

(7) 所得段階別加入者数の推計

令和2年10月時点の所得段階別加入者数を用いて算出された、令和3年度から令和5年度までの所得段階別加入者数の見込みは以下のとおりとなります。

(単位:人)

	基準 所得額	8期計画				基準額に対する割合 令和3年度～令和5年度
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	合計	
第1段階		3,457	3,438	3,416	10,311	0.50
第2段階		2,209	2,197	2,183	6,589	0.75
第3段階		1,816	1,806	1,794	5,416	0.75
第4段階		1,320	1,312	1,304	3,936	0.90
第5段階		2,070	2,059	2,046	6,175	1.00
第6段階		2,524	2,511	2,495	7,530	1.20
第7段階	1,200,000	1,588	1,579	1,569	4,736	1.30
第8段階	2,100,000	613	609	606	1,828	1.50
第9段階	3,200,000	468	466	463	1,397	1.70
計		16,065	15,977	15,876	47,918	

(8) 所得段階別加入割合補正後被保険者数

所得段階別加入割合補正後被保険者数とは、所得段階により保険料が異なるため、所得段階別加入者数を、各所得段階別の保険料率で補正したものです。

(単位:人)

	基準 所得額	8期計画			
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	合計
第1段階		1,729	1,719	1,708	5,156
第2段階		1,657	1,648	1,637	4,942
第3段階		1,362	1,355	1,346	4,062
第4段階		1,188	1,181	1,174	3,542
第5段階		2,070	2,059	2,046	6,175
第6段階		3,029	3,013	2,994	9,036
第7段階	1,200,000	2,064	2,053	2,040	6,157
第8段階	2,100,000	920	914	909	2,742
第9段階	3,200,000	796	792	787	2,375
計		14,814	14,733	14,640	44,186

(9) 保険料基準額の算定

介護保険料基準額は以下のとおりとなります。

保険料基準額

= 保険料収納必要額 (G) ÷ 予定保険料収納率 (%)

÷ 所得段階別加入者割合補正後被保険者数 (44,186 人) ÷ 12か月

介護保険料基準額(月額)= 6,200 円

所得段階		月額保険料	年額保険料	所得要件
第1段階	0.3 ^{※2}	1,860 円	22,320 円	・生活保護を受給している人 ・住民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している人 ・住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額 ^{※1} と課税年金収入額の合計が 80万円以下の人
第2段階	0.5 ^{※2}	3,100 円	37,200 円	住民税非課税世帯で、第1段階に該当しない人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120万円以下の人
第3段階	0.7 ^{※2}	4,340 円	52,080 円	住民税非課税世帯で、第2段階に該当しない人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120万円を超える人
第4段階	0.9	5,580 円	66,960 円	同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の人
第5段階	1.0	6,200 円	74,440 円	同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円を超える人
第6段階	1.2	7,440 円	89,280 円	住民税が課税されている人で、前年の合計所得金額が 120万円未満の人
第7段階	1.3	8,060 円	96,720 円	住民税が課税されている人で、前年の合計所得金額が 120万円以上 210万円未満の人
第8段階	1.5	9,300 円	111,600 円	住民税が課税されている人で、前年の合計所得金額が 210万円以上 320万円未満の人
第9段階	1.7	10,540 円	126,480 円	住民税が課税されている人で、前年の合計所得金額が 320万円以上の人

※1 「合計所得金額」について、年金・給与・配当などの所得（収入金額から必要経費分を差引きしたもの）をすべて合算したもので、基礎控除等の所得控除する前の金額です。また「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」及び「公的年金等に係る雑所得（第1～第5段階のみ）」を控除した額を用います。

※2 第1段階から第3段階については、国・県・市町の公費による「低所得者保険料軽減繰入金」により軽減されています。

参考資料

みよし広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱
策定委員名簿

参考資料

みよし広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱

制定 平成 20 年 8 月 13 日要綱第 2 号

(設置)

第1条 みよし広域連合（以下「広域連合」という。）は、介護保険法第117条に定める介護保険事業計画の策定を行うため、みよし広域連合介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、広域連合の介護保険事業計画について検討し、その結果をみよし広域連合長（以下「広域連合長」という。）に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織し、次に掲げる者のうちから、広域連合長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、福祉、医療関係者
- (3) その他広域連合長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、広域連合長に対し、第2条の規定による報告を行った時点をもって終了するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、介護保険センターに置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成23年5月1日要綱第3号）

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

策定委員名簿

委員構成	氏 名	所 属	備考
学識経験者	大木元 繁	三好保健所	所長
	森 文孝	徳島県西部総合県民局保健福祉環境部	副部長
福祉関係者	◎滝川 重夫	三好市福祉事務所	所長
	大西 清愛	三好市長寿・障害福祉課 (みよし地域包括支援センター)	課長兼室長
	○住友 光弘	東みよし町福祉課	課長
	白川 真知子	東みよし町地域包括支援センター	センター長
	菅井 弘昭	三好市民生児童委員連絡協議会	会長
	川野 悅博	東みよし町民生委員児童委員協議会	会長
	保土 喜代子	三好市社会福祉協議会	事務局長
	藤内 則康	東みよし町社会福祉協議会	事務局長
医療関係者	藤丸 誠	みよし介護支援専門員ネットワーク	会長
	田岡 清三郎	三好市医師会	顧問
被保険者 代表	檜原 司	三好歯科医師会	副会長
	松林 廣義	三好市老人クラブ連合会	会長
	川原 進	東みよし町老人クラブ連合会	会長

◎…委員長 ○…副委員長